

旭川市議会会議録 第2号

○令和7年6月17日（火曜日）

開議 午前10時00分

散会 午後4時31分

○出席議員（33名）

2番 横山 啓一
3番 笠井 まなみ
4番 あべ なお
5番 中村 みなこ
6番 江川 あや
7番 上野 和幸
8番 植木 だいすけ
9番 小林 ゆうき
10番 駒木 おさみ
11番 皆川 ゆきたけ
12番 たけいし よういち
13番 石川 まさゆき
14番 沼崎 雅之
15番 まじま 隆英
16番 高橋 紀博
17番 品田 ときえ
18番 塩尻 英明
19番 高木 ひろたか
20番 中野 ひろゆき

21番 えびな 安信
22番 高橋 ひでとし
23番 菅原 範明
24番 佐藤 さだお
25番 石川 厚子
26番 能登谷 繁
27番 高見 一典
28番 金谷 美奈子
29番 高花 えいこ
30番 中村 のりゆき
31番 安田 佳正
32番 松田 卓也
33番 福居 秀雄
34番 杉山 允孝

○説明員

市	長	今津寛介
副市	長	中村寧
副市	長	菅野直行
副市	長	梶井正将
総合政策部長		熊谷好規
総合政策部市長室長		土岐尚義
いじめ防止対策推進部長		石原伸広
行財政改革推進部長		浅利豪
地域振興部長		三宅智彦
総務部長		和田英邦
税務部長		金澤匡貢
福祉保険部保険制度担当部長		高田敏和
子育て支援部長		向井泰子
環境部長		太田誠二
観光スポーツ部長		菅原稔
農政部長		林良和
建築部長		岡田光弘
土木部長		富岡賢司
教育長		野崎幸宏
学校教育部長		坂本考生
社会教育部長		田村司
水道事業管理者		佐藤幸輝
病院事業管理者		石井良直
市立旭川病院事務局長		木村直樹
選挙管理委員会事務局長		長谷川伸一
監査委員		大鷹明

○事務局出席職員

議会事務局長	稲田俊幸
議会事務局次長	林上敦裕
議事調査課長補佐	小川智之
議事調査課主査	信濃孝美
議事調査課書記	高橋理恵
議事調査課書記	朝倉あゆみ
議事調査課会計年度任用職員	河合理子

○会議録署名議員

10番	駒木おさみ
19番	高木ひろたか

○議事日程

- 日程第3 議案第1号
 - 日程第4 議案第2号
 - 日程第5 議案第3号
 - 日程第6 議案第4号
 - 日程第7 議案第5号
 - 日程第8 議案第6号
 - 日程第9 議案第7号
 - 日程第10 議案第8号
 - 日程第11 議案第9号
 - 日程第12 議案第10号
 - 日程第13 議案第11号
 - 日程第14 議案第12号
 - 日程第15 議案第13号
 - 日程第16 議案第14号
 - 日程第17 議案第15号
 - 日程第18 議案第16号
 - 日程第19 議案第17号
 - 日程第20 議案第18号
 - 日程第21 議案第19号
 - 日程第22 議案第20号
 - 日程第23 議案第21号
 - 日程第24 議案第22号
 - 日程第25 議案第23号
 - 日程第26 議案第24号
 - 日程第27 議案第25号
 - 日程第28 議案第26号
 - 日程第29 議案第27号
 - 日程第30 議案第28号
 - 日程第31 報告第1号
 - 日程第32 報告第2号
 - 日程第33 報告第3号
 - 日程第34 報告第4号
 - 日程第35 報告第5号
 - 日程第36 報告第6号
 - 日程第37 報告第7号
 - 日程第39 一般質問について
-

○追加議事日程

日程第41 旭川市議会副議長の選挙について

○本日の会議に付した事件

1. 旭川市議会副議長の選挙について (当選決定)
 1. 一般質問について (駒木おさみ議員、佐藤さだお議員、石川厚子議員、笠井まなみ議員)
-

○議長（福居秀雄） ただいまから、開会いたします。

本日の出席議員は、全員でありますので、これより休会前に引き続き会議を開きます。

○議長（福居秀雄） 本日の会議録署名議員には、10番駒木おさみ議員、19番高木ひろたか議員の両議員を指名いたします。

○議長（福居秀雄） ここで、事務局長から報告をいたします。

○議会事務局長（稲田俊幸） 御報告申し上げます。

議事日程について、本日の議事日程は休会前の続行であります。さらに、議事日程追加表のとおり、本日の議事に追加をいたします。

なお、その朗読は省略いたします。

以上。

（小林議員退場）

○議長（福居秀雄） それでは、これより本日の議事に入ります。

ここで、お諮りいたします。

この際、日程の順序を変更し、日程第41、旭川市議会副議長の選挙を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第41、旭川市議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決定いたしました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名推選することに決定いたしました。

それでは、副議長に高見一典議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしましたとおり、高見一典議員を副議長の当選人と定めることに

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、高見一典議員が副議長に当選と決定いたしました。

ここで、ただいま副議長に当選されました高見一典議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、ここで前副議長と新副議長からそれぞれ御挨拶を受けたいと思いますので、暫時、御静聴をお願いいたします。

まず、前副議長から御挨拶を受けたいと思います。

○中村のりゆき議員(登壇) 退任に当たりまして、御挨拶の機会を賜りましたことを感謝申し上げます。

このたびの正副議長選に関わる一件ですが、臨時議会の時点では、議会の正常化を図るためとの判断で行動していたわけですが、理解を得ることは難しく、私自身、市民の批判を真摯に受け止めるとともに、臨時議会が流会になった責任を重く受け止め、6月5日に副議長を辞職させていただきました。

少なからず混乱を招いたことを深くおわび申し上げます。

さて、この2年間を振り返りますと、福居議長を先頭に、議会運営委員会の皆様をはじめ、多くの議員の皆様とともに議会改革に邁進した2年間だったと思っております。

新庁舎に移転し、タブレット端末導入によるペーパーレス化、委員会のインターネット中継、議会BCPに基づく防災訓練、ハラスメント要綱の制定、政策形成機会を向上させるための正副委員長会議の初開催、オンライン会議への準備などなど、旭川市議会として多くの実績を残すことができました。

また、そうした改革を常に陰で支えていただいたのが議会事務局の皆様方でございます。まさに、チーム旭川市議会として一丸となって議会改革に突き進んだ2年間であったと思っております。

私も、副議長としてその一翼を担わせていただいたことに、感謝の気持ちでいっぱいでございます。

これからも、議会改革は立ち止まることなく進めていかなければなりません。私自身、微力ではありますが、一議員として働いてまいる所存でございます。

最後になりますが、改めて、議員の皆様、議会事務局の皆様、今津市長をはじめ、理事者の皆様、報道機関の皆様、そして旭川市民の皆様に感謝を申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。

この2年間、本当にありがとうございました。(拍手) (降壇)

○議長(福居秀雄) 次に、新副議長から御挨拶を受けたいと思います。

○高見一典議員(登壇) おはようございます。

副議長就任に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

先ほど、福居議長より指名推選をいただき、副議長の任に就くことができましたことは、ひとえに議員皆様方の温かい御理解のたまものと、心からお礼と感謝を申し上げます。

ありがとうございます。

非常に光栄に存じますと同時に、大変恐縮と捉えており、身の引き締まる思いであります。

一言、議長と副議長の職責についてお話ししたいと思いますけれども、個人的には、第一に、公正、公平、中立的な立場を取って議会の正常化、適正化を図っていくこと、さらには、議員皆様方、職員皆様方、ひいては、多くの旭川市民の方々に一定以上の信用、信頼を得る必要があると考えております。

私自身、まだまだ未熟であり、力不足ではありますけれども、ぜひとも、皆様方の御理解と御協力をいただきながら議会を進めてまいりたいと思っておりますので、どうか温かい御理解、御協力、御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げまして、簡単で言葉足りずでありますけれども、副議長就任に当たりましてのお礼と感謝と私の決意とさせていただきます。

誠にありがとうございました。頑張ります。（拍手）（降壇）

○議長（福居秀雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

（小林議員入場）

再開 午後1時00分

○議長（福居秀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、お諮りいたします。

この際、日程の順序を変更し、日程第39、一般質問を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第39、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次、質問を許します。

駒木議員。

（駒木議員、質疑質問席に着席）

○駒木おさみ議員 今回は、子どもたちが笑顔で輝けるまちをテーマに、子どもの視点で、細かいところもございしますが、課題認識がある何点かについて一般質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、市政情報の発信についてであります。SNSの位置づけ及び各部局との連携について。市政情報については、令和5年第3回定例会で質疑をさせていただいた以来となりますが、令和6年度よりホームページのトップページがリニューアルをされました。ひときわ目を引く自然豊かな四季折々の写真に心が奪われます。各部局との連携でタイムリーな注目情報が盛り込まれ、見やすさ、分かりやすさを追求されたホームページは大変好評であります。公式LINEでは、基本メニューに観光、防災、除雪などのコンテンツが仲間入りされ、子育てメニューが新たに追加になりました。本市の公式SNSを通じて発信を強化されていることに強い関心を持っています。

フォロワー数も随分と増えてきましたが、ほかの自治体などの市政情報を見ても、地域の特性を生かした発信とインパクトがある表現が全国的にも広がっているのを感じています。この伝えるから伝わる発信を行うことが重要であると考えていますが、ここで、SNSに関連した今年度の主な取組についてお示してください。

○議長（福居秀雄） 土岐市長室長。

○総合政策部市長室長（土岐尚義） 今年度におけるSNSの主な取組といたしましては、動画による分かりやすい発信を意識しながら、ショート動画のデザインなどを一新した「1分でわかる旭川市の1週間の出来事」や、旭川を持つ魅力を楽しく分かりやすくお伝えするためのユーチューブ動画の配信といった取組を進めてきております。また、参加型シティープロモーションといたしまして、ASAHIKAWA FINDER事業を6月から新たに開始をいたしました。この事業は、誰かに見せたくくなるような旭川のまちの写真や動画を市民の皆様に投稿していただき、SNS上で発信していくことで、旭川の魅力を共有しようというものでございます。その他、効率的かつ効果的な投稿を行うための投稿管理システムを4月から導入し、活用を始めるとともに、さらなるフォロワーの増加を目指し、今後、2次元コードを記載したチラシの配布ですとかSNS広告の実施を予定しているところでございます。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 新たに参加型シティープロモーションとしてASAHIKAWA FINDER事業が開始されたことは、市民参加型が大きな特徴であります。広報広聴課の皆様の御努力と熱意が伝わる企画に大いに期待をしています。

市政情報の中でも、市民の方からは、イベントの情報が少ないのではという声が多く寄せられています。こちらは、調べていけばたどり着ける情報ではあるのですが、印象に残りにくい写真や宣伝材料が見落とされることが原因の一つではないかと考えています。市民参加の募集や、長期の期間にわたり企画されていた楽しいイベントであっても、伝わりにくいものは、文字が多いことが挙げられるのではないかと考えています。

人の印象は3秒で決まると聞いたことがあるのですが、まず視覚から入る画像のインパクトがポイントと考えています。画像の全ての情報が顔になる重要なポイントであるからこそ、庁内において各部局から広報として寄せられる様々な情報には色も形も違うのは当然で、特色があってこそすてきなPRにもなるのですが、伝えるというところから伝わるというところに価値を見いだしていきたいと考えています。

そこで、そこを目指して、全庁において一体感と統一感を持つことにさらにもう一步踏み込んで、各部局との連携でさらに進めていただきたいと感じております。見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 市長室長。

○総合政策部市長室長（土岐尚義） より多くの方に見ていただく、伝わる広報につきましては、投稿数はもちろんでございますが、より市民に分かりやすく、より関心を持っていただけるよう、投稿の質を高めていくことが重要であるというふうに考えております。

イベント情報につきましては、開催前に丁寧に周知を行うことが多くの方々の参加を促すことにつながると考えておりますので、イベントの内容ですとか様子を伝える際には、目を引き、関心を持ってもらえるような写真やイラスト等を用いるよう、担当部局と広報広聴課が事前に構成などについて相談を行っているところでございます。

今後、さらに、市の広報広聴活動の推進を図るための庁内連携組織であります広報広聴戦略プラン庁内推進会議を通じまして、投稿する文面や写真、画像の活用に向けての注意点やポイントを全庁的に共有するなど、より効果的な発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 観光など来街促進につながる市民参加型のイベントに対して伝わる発信を行うには、注目度が格段に上がるインフルエンサーの活用も重要であります。新しく取り入れたユーチューブの配信も、行政という垣根を低くした、内容に優れていて、親しみある、笑いも取り入れた要素と職員の方々の面白さがあります。観光大使やアンバサダーなど、市に関係する方々もいますが、経費も重なります。

ここで申し上げたいのは、地元をこよなく知る市長や市職員が地域の魅力を発信すれば、より一層、伝わる発信を行うことができ、親しみやすさと共感の輪が一層広がると思います。市長や職員が登場する機会を増やしていただけないかと感じるのは、地方のSNSでは、市長は、旭川に住む子どもたちにとっても、時には愛称で呼ばれ、子どもたちにとっても何でもかなえてくれるヒーローのような存在などと感じる場面がところどころで見ること聞かれます。次世代を生きる子どもたちにとっては、身近なコンテンツの一つがSNSであります。このSNSをツールとして、世界、北海道の真ん中、北海道の中心、旭川の、真ん中のこの魅力を明るく広く発信していきませんか。

情報が錯綜する社会にあって、確実に伝えるには、地元の市長や職員が行う発信には信憑性があります。本市がPRしたい農産物や家具産業など、四季折々の自然を生かした町並みをお届けしていただきたいのです。これはすごく小さなことかもしれませんが、全国から旭川を知りたいと見る側では、旭川に行ってみたい、移住してみたいと思えるきっかけになる庶民感覚の選択肢になるコンテンツにもなるわけです。

SNSを通じた交流を大切にしていきたいと思います。その際、長い動画では飽きられてしまいますので、市民の皆様のだ真ん中に入り込む優しい動画でお願いしたいと思います。見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 市長室長。

○総合政策部市長室長（土岐尚義） SNSの発信では、これまで、市の事業、取組、イベント、国等への要望活動、各種団体からお招きをいただいた行事等に出席している様子、あるいは、市役所を訪問された皆様の紹介など、市政に関わる様々な出来事を広くお伝えしてまいりました。その中では、少しでも市政の動きを身近に感じていただけるよう、市役所における公務の対応や様々な行事に参加する様子、市長を先頭に進めている観光PRや航空路線の誘致活動など、市長や職員が活動する姿も掲載をしてまいりました。昨年度からは、職員自らが企画から出演までを行い、本市の魅力を楽しく伝える新たなユーチューブ動画の制作、配信も開始しておりまして、今後は、写真やイラストはもとより、御意見にありましたショート動画も含め、動画の積極的な活用を図り、シティープロモーションを意識しながら、親しみやすく、多くの方々にしっかりと伝わり、訴求力のあるSNS発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 ぜひとも、期待をしておりますので、よろしくお願いたします。

次に、市営住宅の駐車場の課題についてであります。私も市営住宅に10年ほど住んでいたことがあります。自治会運営上のことなど、課題解決に向けて、団地にお住まいの皆様と協力をしながら過ごしてきたことが宝の思い出であります。

ここで、駐車場のことについてお伺いしますが、子育て世代や御夫婦で共働きしている方にとって、ふだん、通勤や子どもの送迎、お買物、病院への通院など、車を使う機会は非常に多く、車を2台所有している御家庭も多いです。市営住宅の入居者においても、車を2台以上所有していて、市営住宅の駐車スペースの問題などで困っているとの御相談が多く寄せられております。

市営住宅の駐車場における入居者が使用する駐車台数などの考え方や、駐車場の管理運営方法など、認識をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 岡田建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 市営住宅の駐車場は、各自治会等で、駐車台数の上限ですとか、駐車区画位置の割り振り、日常の点検などのほか、使用者が負担する駐車場の維持管理費用などのルールを定め、管理運営を行っているところでございます。

なお、平成25年度以降に整備した駐車場では、市が駐車場の使用料を徴収し、駐車区画を決定した上で使用許可をしております。

駐車台数につきましては、旭川市営住宅条例で、原則、1住戸当たり1台と定めておりますが、利用状況を勘案し、駐車場の管理に支障がない場合につきましては、2台目以降の利用を認めているところでございます。

また、駐車場の日常点検や除雪などの管理運営業務につきましては、入居者で組織する自治会ですとか駐車場運営委員会に委託しているところでございます。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 駐車場は、市や自治会のいずれかで管理をされ、駐車区画位置や駐車台数が決められているとのことですが、自治会等で管理運営している駐車場では、区画に空きがあっても2台目の車を駐車できない場合があります。

なぜ、2台目が駐車できないのでしょうか、見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 自治会等が管理運営する駐車場におきましては、各団地や住棟で敷地の形状ですとか面積によって駐車場の範囲に違いがありまして、十分な駐車区画数を確保できない団地がありまして、2台目の車を駐車することができないケースがあるということにつきましては認識しているところでございます。

議員が御指摘の、駐車区画に空きがあるにもかかわらず駐車することができないケースにつきましては、管理運営を行う自治会等によりまして駐車台数の制限を設けるなどのルールの違いによるものと考えております。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 管理運営は市営住宅の1棟ごとであることが駐車場問題につながっていると考えます。例えば、1号棟、2号棟、3号棟同士で協議が行われても、それぞれの区画に駐車が決められて、車を2台持ちの入居者が多い団地と1人世帯がお住まいの団地では大きく違いがあります。区画の空き状況があっても入居する団地が違うことで管理はどうするのかと。2台持ちの方は有料駐車場に止めることとなります。長年、この状況が続くのですが、最近では、有料で借りられていた駐車場も少なくなり、100メートルほど離れた場所に駐車しているとお聞きをしております。

自治会のルールの違いによるもの以外に課題があればお示しください。

○議長（福居秀雄） 建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 高齢化の進展により自治会の担い手が不足している現状がございまして、駐車場の適切な管理運営が困難になるおそれがあることも課題であると認識しているところでございます。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 特に、子育て世代や若い世代が自治会役員を担うことが多く、一人何役もこなすことがあります。私自身も、入居してすぐに、成り手がいなく、総務や会計を務めてまいりました。独り暮らしの御高齢の方が体調が悪くなれば駆けつけたりと、一つ屋根の下、大家族のような生活でありました。

振り返れば楽しかったことのほうが多いのですが、相談が寄せられている中で心配なのは、幼い子どもを抱えての買物や仕事をする毎日を考えると、団地から遠く離れた場所にある真冬の駐車場は本当につらいものがあります。この状態ですと、せっかく入居されてきた若い世代がいなくなり、担ってきた自治会の役員の担い手不足の事態に陥ります。市営住宅から引っ越してしまいたくなる要因の一つであります。

市営住宅の駐車場が抱える課題を解消するためには、現在、自治会等が管理運営をしている駐車場についても、市が関与して整理していかなければならないこともあるものと考えています。課題解消に向けた方策について、市の見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 敷地の形状や面積などの物理的な問題ですとか、自治会等による管理運営上の違いなど、各団地や住棟における課題に加えまして、駐車場の管理運営に係る負担軽減を図るために、本市が一定程度関与した駐車場の適切な管理運営手法について今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 ぜひとも、こちらは前向きに御検討を進めていただきたいと強くお願いを申し上げます。

次に、子どもの幸せを最優先する社会を実現するための施策推進についてであります。初めに、旭川市こども計画案に対し、子どもからのアンケート結果についてお伺いをします。

5年前に子育て支援部が策定されました現在の第2期子ども・子育てプランと、今回策定されましたこども計画を比較すると、基本理念に若者の文言が新たに入りました。支援の取組が強化し、推進されていくものと受け止めています。子どもの最善の利益を最優先に、子どもの権利を尊重する視点が徹底されています。妊娠前から妊娠・出産期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期までの切れ目のないライフステージ全体を見据え、計画されていることが大きな特徴であります。

旭川市こども計画を策定するに当たり、今年1月には、子どもの意見を表明することが大切と、子どもを対象としたアンケート調査を実施されましたが、その結果についてお示しください。

○議長（福居秀雄） 向井子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 子どもの意見募集につきましては、旭川市こども計画を策定するに当たり、計画案や市政に対する意見や考えを聴取するため、本年1月30日から2月20日までの間で、市内の小学生から高校生を対象に実施をしたものでございます。募集に際しましては、小

中高の各学校に御協力をいただき、児童生徒一人一人にチラシを配付してお知らせをしたところであり、その結果、477人から640件の御意見をいただきました。

調査は、インターネットのアンケートフォームに自由に御意見を書いていただく形式としましたことから、いただいた御意見は、こども計画に関係するものから、まちのにぎわいや暮らしの安心、安全などまちづくりに関する意見、学校生活、いじめ、相談できる場所など自分の生活に関わる意見など多岐にわたっており、そうした中で、公園を増やしてほしい、楽しい遊具が欲しい、思い切り運動ができる場所が欲しい、様々な仕事の体験をしてみたいなど、遊ぶ場所や体験機会の充実を求める声が多く見受けられたところでございます。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 477人から640件の意見があったということではありますが、通常のパブコメでは中には3件だとか50件というところから見れば非常に多く、子どもからの関心の高さを知ることができました。

また、ここには、小中高の学校の御協力もあったものであると受け止めてはいますが、この先も、この子どもたちの素直な、直球のストレートのその声を、ありのまま、アンケートを定期的に取りたいと思っております。子どもからのこういった関心の高さから、子どもたちの声を聞くことで新しい視点が得られたり、予算とか財源を一切そこには考えず、よりよい未来をつくるヒントが見つかったりすると思っております。

新たなこども計画では若者が対象となっていますが、若者の対象年齢とこども計画の反映状況について見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 令和3年に策定されました子供・若者育成支援推進大綱において、若者は、中学生からおおむね30歳未満までを言い、施策によっては40歳未満までとされております。

今般のこども計画においては、この大綱に基づく子ども・若者計画を包含するものとなっており、子どもや子育てに関する施策の展開を基本施策としてまとめておりますが、ライフステージに応じた基本施策の中で、特に青年期における施策として、高等教育等の支援や就労支援のほか、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実を図ることとしております。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 ありがとうございます。

ここで、スポーツの環境のことについてお伺いしたいのですが、子どもたちのスポーツ環境をサポートする取組について、子どもからのアンケートでは、断トツ、遊びの場が欲しい、公園の遊びに対する期待が多く寄せられました。

この中でも、課題認識として私が持っているところなんですけど、永山中央公園では、昨年、再整備に向けた検討作業が行われました。地域の方を対象とした整備に関する意見交換会も複数回開催されました。そこに私も参加をさせていただきましたが、その中では、永山中央公園にあるスケートボードエリアのセクション等の設置等々、そういったことの御要望等も見受けられました。バスケットゴールの設置についても、こういった声が大きく取り上げられたところではありますが、こういった子どもの居場所づくりの観点から、またスポーツ振興の観点、そういった中から公園整備は

重要と考えております。

特に、今後もニーズが高まっていくと考えられるニュースポーツと言われるスケートボードエリアやバスケットゴールの設置について、永山中央公園での整備の検討状況についてお伺いをします。

○議長（福居秀雄） 富岡土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 永山中央公園の整備につきましては、昨年度、近隣の小学校や幼稚園等のアンケートで子どもたちの意見を調査しましたほか、地域の方を対象とした施設改修に係る意見交換会を3回実施しながら検討を進め、整備内容を決定したところでございます。

スケートボードエリアにつきましては、既存の施設が民間団体の所有でありますことから、昨年度の検討内容には含めておりませんが、意見交換会の中でも改修等の意見はいただいております。今後、関連団体とも協議をしながら施設の在り方や改修の考え方について検討を行ってまいります。

また、バスケットゴールにつきましては、まずは、地域の意見や子どもたちのニーズを把握した上で、整備の優先度を含めて検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 市内の公園には、スケートボードエリアは何か所あり、バスケットゴールは何か所あるのでしょうか、確認をさせてください。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） スケートボードエリアにつきましては、多目的舗装広場をスケートボードエリアとして使用している永山中央公園の1か所でありまして、バスケットゴールにつきましては、神楽岡公園とごりょう公園の2か所となっております。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 子どものスポーツ施設が足りないとの声がある中で、スケートボードをしたいという少年が苦小牧に練習に行ったり、全国大会で滋賀県に行ったりという、そういった動きが見えます。

でも、スケートボードをする人口が少ないとしても、こういった子どもたちの声に耳を傾けながら、市内に1か所だけあるこのスケートボードエリアのこのセクションは、民間の方が手入れをしたり直していくって意見も出ていると思うんですが、ここでの、永山中央公園の改修に関わる場所で、このスケートボードエリアというのは私は外せないと感じているところであります。ここを、今すぐにはならないかと思うんですけども、どうか検討の中に入れていただきたいと思うところであります。

ほかに、バスケット少年団に所属する子どもたちから、バスケットゴールを設置してほしいとの声があります。この少年団は、防災センターの体育館を予約から抽せんとして保護者がするのですが、消防本部に確認したところ、防災センターの体育館利用は、中学生以下の団体利用で年間320団体と、バスケット少年団の利用が非常に多いことが分かりました。

この子どものスポーツ環境について、ここで、観光スポーツ部としてどのような認識か、お伺いをします。

○議長（福居秀雄） 菅原観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 子どものスポーツ振興につきましては、令和5年3月に策定いたしました旭川市スポーツ推進計画におきましても、気軽に様々なスポーツに触れ、楽しめる環境

づくりを進めることとしております。

このため、観光スポーツ部所管の施設の個人使用の使用料を中学生以下は無料としているほか、旭川スポーツみらいアンバサダーである北口榛花さんや星野伸之さん、パリオリンピックレスリング金メダリストの藤波朱理さん、鏡優翔さんによる子ども向けのスポーツ教室において、トップアスリートと触れ合うことにより、技術だけじゃなく、将来の夢や希望を育むことなど、様々な視点から子どものスポーツ振興を進めているところでございます。

御質問のスポーツ施設の不足につきましては、子どもだけでなく、全市的な課題と考えておりますことから、本年3月に策定いたしました花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画や、現在見直しを行っております東光スポーツ公園複合体育施設の基本計画に基づき、施設の整備拡充を図ることとしており、これにより施設の不足については改善が見込まれるところであります。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画や東光スポーツ公園複合体育施設の基本計画を見ましても、将来的に私もとても期待をしているところであります。

ここを広く質問すればもっと深掘りはできるんですけども、大人と子どものスポーツを、ここで一旦分けて見ていただきたいと思うんですよね。将来的にいろんなスポーツの構想があるかと思うんですけど、今現在、子どもたちが練習している、置かれている状況というのを、本市としてどのように受け止められているのかなっていうのを、ここずっと感じているところであります。

少年団に関しては、その部が本市にはありません。相談が寄せられて、問合せをするのは、観光スポーツ部、土木部、消防本部、学校、子育て支援部、市民生活部と、これまでにありました。スポーツ協会に所属していない少年団もあります。この状況から、子どもたちのスポーツ環境が充実していないのではと相談が寄せられております。

観光スポーツ部所管の施設の個人使用の使用料を中学生以下は無料とのことですが、体育館の予約は大半が大人の予約で埋まっています。学校の体育館を使用できないと分かるのは直前であり、先の予約が見通せない状況であります。ほかには、市が所管する体育館が、個人の予約は受け付けても、団体での申込みができない状況があります。また、団員募集の貼り紙を住民センター、地区センターに貼りたいと言っても、スポーツ協会に入っていないからお断りをされてしまう、多方面で社会から疎外をされているという認識が子どもたちにもどこかにあるんじゃないか、寂しい思いをされているんじゃないかと本当に感じるところであります。

そのため、市外の体育館などを予約するのに、本市の少年団の保護者が争奪戦のように申込みをされる状態であります。市内では、女子チーム16、男子チーム12チームがあります。旭川地区では、当麻や鷹栖も入るとそれ以上であります。この状況で、子どもたちから、せめてもこの公園にバスケットゴールがあればとの強い要望があります。体育館で試合、練習ができなくても、バスケットゴールが公園があれば練習ができるという、子どもたちの悲鳴に似た声があります。市内では2か所のバスケットゴールが公園に設置をされていますが、こういった少年団も含めて、他部局にまたがる予算をどうか集結してこういったスポーツ環境を整えていただけないかと検討を願うものであります。よろしく願いいたします。

続きまして、こどもファスト・トラックの推進についてであります。こどもファスト・トラックとはどのようなものか、初めにお伺いをしたいと思います。

あわせて、ほかの自治体の取組についてもお伺いをします。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） こどもファスト・トラックにつきましては、公共施設や商業施設などの受付において妊娠中の方や子ども連れの方を優先する取組であり、この取組以外にも子ども連れの方に配慮したスペースの設置等の子ども、子育てを応援する取組を国も推奨しているところでございます。

現在、北海道では、一部の公共施設において優先受付の取組を行っているほか、ベビーカーや荷物の運搬の補助や優先駐車場、授乳室の設置などをこどもファスト・トラックと位置づけて取組を進めており、札幌市においても、子ども連れの方や妊娠中の方に優しい取組をこどもファスト・トラックに類似した取組と捉え、声かけの配慮や授乳室、キッズスペースの設置などを進めているところでございます。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 先日まで開催されましたあさひかわ菓子博は大盛況でありました。車椅子とベビーカーの貸出し総数は631台を突破されたとのこと。あさひかわ菓子博が大盛況の中、長蛇の列が続いておりました。実行委員会関係者の皆様の御配慮により、開催途中からはベビーカーで子どもを連れの方を優先して案内してくださるという対応に切り替えてくださいました。

ほかに、今年3月の分科会でも授乳室について質問をさせていただきましたが、授乳室には赤ちゃんと一緒に入室くださいと書いてあったり、授乳室に搾乳のため母親一人で入ると、周りからの目線に戸惑うことがあります。トイレの個室で泣きながら搾乳することもあります。周りの目線や言葉に悪気はなくても、搾乳のために授乳室に入るハードルが高いのが分かります。つらい悩みを抱えているお母さんは全国にいます。

本市のファスト・トラックの取組がありましたらお示してください。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 妊娠している方や子ども連れの方に配慮した対応は、子どもや子育てに優しいまちづくりを進めていくために大切なことであると考えておりますが、こどもファスト・トラックの代表的な取組である優先受付につきましては、海外ではその考え方は広く浸透しているものの、子育て世代だけではなく、障害者や高齢者など他に配慮を要する方への対応を含め、広く市民の理解が得られるよう十分配慮した中で進めていくことが必要であると考えております。

本市においては、札幌市と同様に、ファスト・トラックに類似した取組として、授乳室やキッズスペースの設置、優先駐車場の整備など、子ども連れの方や妊娠中の方に優しい取組を行っているところでございます。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 授乳室については、授乳室設置チェックポイント11項目を子育て支援部で作成していただき、本市が主催や後援するイベント会場等で周知啓発されていく動きであります。今回のあさひかわ菓子博でも、搾乳室の表示がされ、準備して下さったことに深く感謝を申し上げます。

それでも、総合的にこどもファスト・トラックの取組は浸透していないのが全国的な現実であります。長蛇の列で並ぶ中には、先に並んでいる方から、不公平ではないかとの声も当然あるかと思

います。ほかには、庁舎内にお越しになられたお子様連れの方が、大きい荷物を抱えて手続をされることも見かけます。エレベーターの乗り降りが大変な状況も見受けられます。まずは、職員お一人お一人がこどもファスト・トラックの推進を意識することも肝腎だと考えております。初めは理解されなくても、子どもに優しくない社会に未来はないと強く申し上げたいところであります。

このこどもファスト・トラックの流れをつくっていくべきと考えますが、その見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 市役所に来庁される方の中には、不安な思いや緊張感を持ちながら来られる方も多いと思いますけれども、特に、小さなお子さんをお連れの場合や大きなお荷物をお持ちの場合など、お困りになった方を見かけた場合には積極的に声かけやお手伝いを行うなど、職員一人一人が相手の立場に立った行動を心がけていかなければならないものであると考えております。

こうした意識をさらに醸成し、市役所の中だけではなく、それぞれの日常の活動の中でも浸透していくことが、子育てに優しい旭川につながるものであると考えているところでございます。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 次に、朝の小1の壁についてお伺いします。

私は、登校見守りもよくするのですが、子どもがごみステーションにごみを捨てて行って、鍵を締めて学校に行く姿が、近年、増えているように感じています。それは、共働きをしている、お仕事をしている、そういった中で、保育所や幼稚園では預かりができて、小学校に入った途端、生活リズムが変わっていく、そういったところに朝の小1の壁があると感じておりますが、学校教育部としてはどのような認識でしょうか、お伺いをします。

○議長（福居秀雄） 坂本学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 子どもの小学校進学に伴い、生活スタイルが変わることで、仕事と育児の両立が困難になり、状況によっては就業の断念や転職を余儀なくされる世帯もあるものと考えられます。特に、子どもが保育所などに通っていた場合、進学により、保育園の預かり開始時刻と小学校の登校時刻との間にギャップが生じることから、朝の子どもの居場所づくりが課題の一つになっていると認識しております。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 本市の小学校における登校時刻は、おおむね午前8時頃と聞いています。近年、教員の長時間労働が問題視される中、令和5年9月に発出された文部科学省からの通知には、朝の時間帯の学校業務の負担軽減策の一つとして、開門は登校時間の直前とすることが例として示されました。

このことを受け、教員の働き方改革や学校業務負担軽減のため、登校時刻を遅らせる通達をした自治体があると聞いていますが、本市における取組はありますでしょうか、お伺いします。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 本市の小学校の登校時刻については、各学校が地域の実情などを勘案し、独自に決定してきた経過があり、かつては午前7時45分前後に設定していた学校があったものの、現在は、教職員の働き方改革の推進や登校後の児童の安全を確保するため、全ての小学校

において解錠時刻を教員の勤務時間が開始となる午前8時前後に見直しされております。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 大阪府豊中市では、朝の送り出しや受入れに苦勞する子育て世代が多いという声があったことから、全小学校及び義務教育学校において、開門時間を朝7時とし、体育館等において、民間警備会社の見守り員を2人配置し、朝の子どもの居場所と教員の負担軽減を図る取組を実施されています。

こうした取組について、市教委の見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 朝の子どもの居場所については、教職員の負担軽減を図りながら、同時に保護者の負担感も解消できる取組が求められています。

一方で、全ての小学校において民間委託や新たな人材の配置により対応することは、財政上の課題も大きく、家庭や学校、教育委員会だけではなく、庁内の関係部局、さらには、事業者や町内会、市民団体などとも連携し、地域社会全体でサポートしていく体制の構築や取組の推進を検討していく必要があると考えております。

本市では、これまでも、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などを通じ、ボランティアによる児童生徒の登下校時の見守り活動に取り組んできており、朝の子どもの居場所づくりについても、国の動向を注視しながら、先進事例の調査と効果的な対策の研究に取り組んでまいります。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 国の動向を注視していくことはとても大事であります。地域においてもこういったボランティアをしたいという方もいらっしゃると思いますので、そういった方との意見交換も必要になってくるのではないかと思います。ぜひとも進めていただきたいと思います。

次に、不登校児童生徒の安心や健やかな育みに向けた旭山動物園と連携した取組についてであります。市内小学校において、旭山動物園くらぶによるバスレンタル事業を活用していると伺っていますが、旭山動物園と連携した取組にはどのようなものがあるのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 本市においては、あさひかわ子どもの学び人材リストやあさひかわ子どもの学び施設リストに旭山動物園を登録し、学校が教育活動の一環として動物園を積極的に活用できるよう取組を進めております。

NPO法人旭山動物園くらぶからは、平成22年度より、毎年、寄附によりバスレンタル事業を実施していただいております。各学校では、この事業を活用して園内見学や体験活動、動物図書館や学習ホールを利用しているほか、動物園職員を講師とした出前授業や、小動物を借り受けた飼育体験活動など、教育活動の様々な場面で旭山動物園と連携を行っております。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 令和6年度におけるバスレンタル事業や出前授業について、学校の利用状況をお聞かせください。

また、不登校児童生徒が参加することができるようにしているのかも伺います。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） NPO法人旭山動物園くらぶのバスレンタル事業については、令和

6年度において36校の小学校、延べ2千847人の児童が利用し、出前授業については、15校、延べ1千297人が参加しております。

不登校となっている児童生徒に対しては、安心して参加できるよう、学級担任などが保護者も含めて丁寧に説明をしております。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 札幌市円山動物園が、登校できている子どもたちのみならず、病気や家庭の事情、不登校などの理由により登校できていない子どもたちも含めた全ての子どもたちに対し、オンライン授業、まるやま放課後どうぶつ教室を毎月1回実施されています。

動物本来の姿を見せる行動展示や飼育員との触れ合いなど、独自の取組で人気を集める本市の動物園を活用し、ゆっくらすにも通所できない不登校児童生徒に向けた取組が可能であるのかをお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 旭川市教育支援センター、ゆっくらすでは、旭山動物園と連携し、モルモットやウサギなど小動物と触れ合う体験活動を実施しており、あわせて、飼育員の解説により、生き物について学ぶことができる機会を設けております。

生き物と触れ合ったり、生態を学んだりすることは、映像などでの疑似体験であっても情操教育に有用であると考えられるため、オンラインでライブ配信する手法を取り入れるなど、工夫を講じながら日常的にゆっくらすに通えない児童生徒の参加促進に努めてまいります。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 不登校児童生徒に寄り添った支援は、本市はとても充実をしていると思っております。ただ、この不登校児童生徒にしてみたら、その学校の形すらも見たくないということもあって、家に引き籠もりがちということもあります。

そういった中で、本市には、世界にも日本にも誇れる「伝えるのは、命」というテーマの旭山動物園がございます。ここを、コロナ禍で見えてきたオンラインの活用が充実してきている今、自宅と旭山動物園をつなぎ、この命に触れていく親子の取組も必要になってくるのではないかと思っております。親と子どもがとてもしすぎした状況下にもあります。こういったところにも行政の支援で支えていけたらなというところでもありますので、ぜひとも円山動物園を参考事例にしながら進めたいと考えております。

続きまして、家庭環境が不安定な子どもから若者への移行期における相談体制についてですが、私は、18歳から25歳くらいまでの大人として定着するまでの移行期の支援は非常に大切だと思っております。特に、家庭環境が不安定な子どもから若者への移行期は非常に重要であります。

児童相談所は18歳までが相談対象の場所ではありますが、家庭に居場所を失った若者たちが、虐待や貧困、非行などの理由で困難を抱える子どもから若者の中には、家庭環境に恵まれず、自立援助ホームなどで生活する人がいます。就職や進学あるいは生活の維持に悩む若者がいます。

こうした方々の相談体制について見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 行政が設置している相談窓口は未成年や障害をお持ちの方など対象が限られているものが多く、若者世代がこうした相談体制の対象になっていない、あるいは、な

っていたとしても十分に知られていないなどの課題があるものと認識をしております。

誰一人として取り残されない社会のため、行政もこうした世代にしっかりと目を向けていくことが必要であり、居場所づくりや相談体制など困難を抱えた若者を支えるための体制整備を進めているところでございますが、現在、若者の支援を行っている民間の様々な団体と意見交換を行っており、今後、課題を整理しながら、本市にとって必要な支援体制について検討を進めてまいります。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 児童相談所は18歳までの対象であることに、新たにこども計画で示された若者支援や困難を抱える若者の相談事はどうなるのか、ここに壁があると感じています。これは、将来にわたり、夢と希望が閉ざされてしまわないか、重要なことであります。

現在、民間の団体の御支援の下であります。こうして居場所がなかった子どもたちが生活できる施設は、本市においても過去5年ほどで少し増えてきたところであります。家庭環境が不安定であった子どもたちは、多くの心の傷を抱えていることによって、人に対してもとても敏感であり、孤立をしています。自分から相談を打ち明けにくい状況の中、行政としても御相談は受け入れる環境ではあります。実際に、相談者の多くはどこに相談をして打ち明けられるのかを迷い、諦めてしまいます。

こういったことで、精いっぱい生活しながら将来に希望を見いだせずにはいますが、積極的に相談先の選択肢があることを当事者に伝えていくにはどのような体制がありますでしょうか、お伺いします。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 18歳以上の方の相談につきましては、悩み相談や生活相談、就職相談など、相談したい分野それぞれに相談窓口がございます。

社会から孤立し、生きづらさや悩みを抱えた若者がどの程度いらっしゃるかを把握し、一人一人に適切な相談先を伝えていくことは難しいところではございますが、こうした方は、成長の過程において、市だけではなく、北海道や国、あるいは民間の機関との接点が少なからずあるものと考えておりますことから、当事者の生きづらさや悩みを見逃すことなく、関係機関同士の連携を高め、孤立させないような取組が必要であり、本市といたしましても、さきの意見交換を通じながらより効果的なアプローチの方法について検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 こうした様々なニーズに御対応できる庁内組織を横断したチームづくりが必要と考えていますが、先ほど申し上げました公園整備では地域住民との意見交換会を行いますが、遊ぶのは子どもです。こうした子育て支援部をはじめとした各部局が連携をつなぎながら、旭川市で生まれ育ったことを最大の誇りとしていただきたいのは誰もが同じ思いだと考えています。子どもの頃の思い出は一生の財産であります。ふるさと旭川へのリターンへつながるきっかけにもなります。

改めてではあります。子どもから若者の声に対して、着実に定着していく庁内組織横断による政策推進が急務であると考えております。見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 本年3月に策定いたしました旭川市こども計画では、すべてのこ

ども・若者が将来にわたって生き生きと健やかで幸せな生活を送ることができるまちを基本理念に据え、権利の主体である子ども、若者の意見を十分に生かしながらまちづくりを進めていくものとしております。

子どもや子育てに関する施策は、ただいまの議員の御質問にもありましたように、スポーツ環境や預かりの課題、不登校など多岐にわたっており、その対応も様々な部局が関係しているものと認識をしております。

子ども、子育てに関わる施策の推進に当たりましては、その当事者である子どもや子育て世代の意見を十分に聞きながら、子どもが健やかで幸せに生きていけるような将来を見据えた取組が必要であり、市といたしましては、そうした様々な意見やニーズを酌み取り、部局を超えた連携を図っていくことが大切であると考えております。

現在、庁内では、部長級で構成する子育て支援会議と、その下の課長級の会議である子育て支援会議幹事会により、部局を横断した組織体制がございますが、さらに、現場レベルでの意見も反映しながら子どもや子育て世代に優しいまちづくりを進めていくことが必要であり、一層の連携を深めていくための手法等の検討を進めてまいります。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 以上で、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（福居秀雄） 以上で、駒木議員の質問を終了いたします。

（駒木議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 次に、佐藤議員。

（佐藤議員、質疑質問席に着席）

○佐藤さだお議員 自民党・市民会議の佐藤さだおでございます。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

初めに、不登校についてお伺いをいたします。

令和5年度の全国の不登校は、小中学生が34万6千482人、高校生を含めると41万5千252人に上ります。ここ10年で不登校が約3倍に増加しています。さらに、15歳から64歳でひきこもりになっている人は約146万人に上り、ひきこもりになっている人の約4割が不登校経験者と言われています。

先頃、学校教育部が公表した令和5年度の本市の不登校児童生徒数は、小学校184人、中学校401人で合わせて585人となっています。

また、不登校の要因については、1位が学校生活に対してやる気が出ない、2位が不安、抑鬱、3位が生活リズムの不調とのことです。

そこで、お伺いします。

教育委員会として、本市の不登校の現状や課題についてどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

○議長（福居秀雄） 坂本学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 不登校児童生徒については、全国的に増加傾向が続いており、早期に十分な支援を行わなければ、子どもたちの社会的自立が阻害され、将来的にはひきこもりや貧困

に陥ることも懸念されるため、学校、教育委員会だけではなく、関係部局や機関、団体も含めて全市的に取組を充実させていく必要があると考えております。

本市の小中学校には、令和7年度でおよそ2万人の児童生徒が在籍し、通常の学校生活を送る中で、様々な理由により、学校に行きづらい、行きたくないといった不登校傾向となる児童生徒が一定数おります。各学校では、空き教室や保健室、時には校長室など、自分の教室以外の場所において授業のない教員や管理職、養護教諭などが個別支援を行っており、こうした支援を受けたことのある児童生徒は令和6年度において700人を超える状況となっています。

一方で、どの学校においても、教員配置に余裕はなく、日頃の関わりが少ない教員の対応が多くなることで、結果として長期または継続的な不登校状態になってしまう場合もあります。このため、児童生徒が安心して過ごすことができる居場所を学校内に確保し、専属の支援員を常駐させ、必要なきにいつでも対応できる体制を整えていくことが重要であると受け止めております。

○議長（福居秀雄） 佐藤議員。

○佐藤さだお議員 そこで、改めて、教育委員会がこれまでどのような不登校対策を具体的に行ってきたのか、お伺いします。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 本市では、平成11年度に旭川市適応指導教室、ゆっくらすを設置して以降、不登校やその傾向にある児童生徒に対し、各学校での支援に加え、保護者、学校、関係機関が連携して居場所づくりや登校再開への支援を実施しております。令和6年度からは、旭川市教育支援センターに名称を変更し、遠隔学習や相談対応の充実を図るため、ICTを活用した支援体制も整備しております。

また、体験活動や講演会により保護者への支援や関係者への理解促進に取り組むとともに、研修会を通じた教員の資質、能力や学校の対応力の向上を図るため、誰一人取り残さない学校づくりに向けてと題した資料を作成、活用し、不登校の未然防止と初期対応の徹底、自立支援に取り組んでいるところであります。

○議長（福居秀雄） 佐藤議員。

○佐藤さだお議員 不登校の子どもの中には、そもそも全く学校に行けない子どもも多くいると思いますが、こうした子どもに対してはどのような取組を行っているのか、お伺いします。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 本市の不登校児童生徒のうち、昨年12月末現在で、旭川市教育支援センター、ゆっくらすに通う者が51人、フリースクール等の民間施設に通う者が32人おり、いずれの施設も利用していない者も数多くいます。

こうした児童生徒については、定期的な家庭訪問による見守り、ICTを活用した学習支援や教育相談などを通じて、社会的に孤立することがないよう支援を行っていく必要があると考えています。

○議長（福居秀雄） 佐藤議員。

○佐藤さだお議員 今年度から、学校に校内教育支援センターとスクールライフサポーターを配置いたしました。現状についてお伺いします。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○**学校教育部長（坂本考生）** 校内教育支援センターについては、今年度から、永山南中学校と緑が丘中学校に設置し、いじめ対策官も兼ねたスクールライフサポーターを配置しています。専属の支援員が常駐することで、例えば、生活リズムが乱れている児童生徒を登校できたタイミングで受け入れることができる、常に関わりを持てることで信頼関係を構築できる、安心して過ごすことができる居場所をつくることなど、子どもたち一人一人の状況に応じて計画的な支援が行えるものと考えております。

当該2校においては、5月末現在で、それぞれ日常的に5人程度の生徒が校内教育支援センターを利用しており、その中には、スクールライフサポーターの支援を受けた後、部活動への参加や所属学級への入室に至った事例もあります。

こうした取組を継続することで、教室に入ることの抵抗感を和らげ、早い段階での登校再開につなげることが期待できますので、モデル校での評価、検証を重ね、支援の充実に取り組んでまいります。

○**議長（福居秀雄）** 佐藤議員。

○**佐藤さだお議員** それでは、次に、市長部局のほうの取組についてお伺いしたいと思います。

今年度の不登校に対する取組についてお伺いをいたします。

○**議長（福居秀雄）** 石原いじめ防止対策推進部長。

○**いじめ防止対策推進部長（石原伸広）** 令和7年度の市長部局における不登校対策の取組についてであります。

いじめ防止対策推進部では、今年度、こども家庭庁の地域における不登校の子どもへの切れ目ない支援事業の採択を受け、不登校の子どもとその保護者に対する支援の取組を進めているところであります。

主な取組といたしましては、別室登校や教育支援センター、ゆっくりすへの通所等、既存の支援につながる事が難しい児童生徒に対する支援の充実に図るため、当該児童生徒の心身状況や保護者の意向を踏まえ、学校と調整を図りながら、地域のフリースクールや大学生のボランティア等と連携し、市有施設等で学習支援や体験活動の提供を行っております。また、不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるようにするため、不登校の支援に係る相談先や支援先などを掲載したリーフレットを作成し、市内小中学校の全児童生徒の保護者に配付するとともに、保護者を対象とした相談会や交流会を定期的に開催してまいります。さらに、不登校に対する市民理解の促進を図るための講演会や地域の連携強化のための意見交換会の開催など、学校外からのアプローチによる不登校対策の強化を図ってまいります。

○**議長（福居秀雄）** 佐藤議員。

○**佐藤さだお議員** 先日、安平町に不登校やひきこもりの若者の自立支援施設を造り、20年間、全国から集まった若者たちと農業を営みながら寝食を共にして、これまで1千人以上を社会復帰させた東野昭彦氏の講話を私は拝聴いたしました。講話の中で、東野氏は、不登校やひきこもりになる特徴的な7つの性格を挙げています。1つ目が完璧主義、結果主義、理想主義の傾向が強いため、恥をかいたり失敗することを極端に恐れる、2つ目が他人からの悪い評価を受け取りやすいため、悪いうわさに敏感である、3つ目が他人からのよい評価を受け取りにくいいため、自己肯定感が低い、4つ目が他人の前で嫌われない自分をつくる、5つ目が他人に相談できないため、孤立しや

すい、6つ目がこだわりが強い、そして、7つ目が過剰な謙虚さから人見知りで友達ができにくい、これら7つの特徴から、ナイーブで真面目な性格のために、自分が傷つくことを恐れて不登校やひきこもりになる傾向があることが分かりました。

不登校とひきこもりの負の連鎖を断ち切り、人手不足で外国人を雇用せざるを得ない状況の中で、ひきこもりによる貴重な労働力が失われているのは大きな社会問題であると同時に、ひきこもりの家族を抱える家庭にとっても大変大きな負担であることは間違いありません。子どもたちや若者が普通に生活できるようにするためにも、学校だけでなく、家庭や行政が一丸となって取り組むことが必要であると思います。

そこで、この質問の最後に、本市の不登校対策について、今津市長の考えをお伺いします。

○議長（福居秀雄） 今津市長。

○市長（今津寛介） 不登校児童生徒への支援に当たりましては、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的自立を目指すことが大変重要であると考えております。

そのため、今年度は、新たに中学校2校に校内教育支援センターを設置するなど、学校内での支援の充実を図るとともに、こども家庭庁の委託事業を活用し、学校や教育委員会が行う支援につながる事が難しい児童生徒の多様な学びの場や居場所の確保など、地域の多様な担い手との連携による学校外からの不登校対策の取組を進めているところでございます。

今後は、これらの取組の評価、検証を行うとともに、私が、今年度、責任者を務めることとなりました中核市市長会の子どもの学びの環境充実に向けた取組検討プロジェクトチーム、こちらは、今、3つあるプロジェクトチームの中で最大の20市の皆様に参加をいただいております。先日の第1回目の会議には15の市長さんが出席していただいてディスカッションを行ったところでありますが、このプロジェクトチームにおける調査研究テーマは、不登校・いじめ対策の充実に向けた施策の検討となっておりますので、ただいま佐藤議員のお話にありましたように、不登校と言っても本当に幅広い様々な課題がございますので、他の中核市市長さんとも情報を共有し、国に対して必要な支援等について提言を行うなど、不登校により社会的に孤立する児童生徒をゼロにすることを目指し、対策のさらなる強化を図ってまいりたいと存じます。

○議長（福居秀雄） 佐藤議員。

○佐藤さだお議員 ありがとうございます。

教育委員会、そして市長部局とともに、この不登校、ひきこもりについては、しっかりまた取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次に、学校給食についてお伺いします。

まずは、物価高が学校給食にどのような影響を及ぼしているのか、お伺いします。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） ここ数年来、様々な食料品価格の上昇が続く中、各調理所では、価格と栄養価を重視し、工夫を講じながら献立を立案してまいりました。特に、昨年度は、1食分の給食経費を一昨年度と比較した場合、相当の差額が生じている献立もあり、安価な食材の選択を余儀なくされることもあるなど、バラエティーに富んだ給食提供が大変厳しい実情にあったところであります。

○議長（福居秀雄） 佐藤議員。

○佐藤さだお議員 現在、米不足による米価の高騰が大変に問題になっておりますが、学校給食用の米は確保できているのか、また、米不足が続くような状況であれば備蓄米を学校給食に使用することがあるのか、さらには、その他の食材の確保は大丈夫なのか、お伺いします。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 学校給食で使用する米については、毎年、北海道学校給食会から提供を受けており、給食会では、ホクレンに要望し、学校給食用に優先的に年間の必要量を一括確保していること、備蓄米の導入予定はないことを確認しております。

その他の食材についても、現時点において確保が困難となっている状況にはございません。

○議長（福居秀雄） 佐藤議員。

○佐藤さだお議員 次に、今、学校給食で使用している食材の産地別比率と、外国産の食材の中で比率が高い品目についてお伺いします。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 学校給食で使用している食材の産地別比率については、令和6年度の使用実績で見ると、野菜では、市内産10.6%、近郊産が22%、道内産40.9%、国内産26.3%、輸入が0.2%となっております。果物では、市内産が1.1%、近郊産4%、道内産0.9%、国内産22.6%、輸入が71.4%となっております。

外国産の割合が高い品目については、黄色ピーマンが76.6%、赤ピーマンが61.7%、オレンジ、グレープフルーツ、バナナが100%となっております。

○議長（福居秀雄） 佐藤議員。

○佐藤さだお議員 道内産の食材がかなりしっかり使われているというのを確認させていただきました。

それでは、次に、児童生徒の中には食物アレルギーのあるお子さんがいると思いますが、食物アレルギーのあるお子さんをどのように把握しているのか、また、食物アレルギーのあるお子さんに対する学校給食の提供についてどのような対応をしているのか、お伺いします。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 学校給食における食物アレルギー対応については、毎年、全校調査を実施し、何らかの食物アレルギーがある児童生徒の状況を把握しております。

アレルギーのある児童生徒に対しては、原因となる食物を除いて提供する、弁当を持参していただく、代替りの食物に置き換えるといった対応をしております。アレルギー専用の調理機器のない学校調理所では、安全性を担保する対応を優先し、専用調理室が整備されている東旭川学校給食センターでは、卵のみ、アレルギー対応食の提供を行っております。

○議長（福居秀雄） 佐藤議員。

○佐藤さだお議員 次に、給食費についてお伺いします。

まずは、現在の学校給食費はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 学校給食費については、必要なエネルギー量と栄養バランスを確保し、さらには、安全性や季節感、地産地消といった要素も取り入れて献立を作成できるよう、令和7年度の給食費は、公費負担を含む年額で小学生で6万6千円、中学1、2年生で7万7千400

円、中学3年生で7万3千800円で、1食当たりの単価を小学生で340円、中学生で407円に改定したところであります。

○議長（福居秀雄） 佐藤議員。

○佐藤さだお議員 それで、まず、本市としてどのような給食費の支援を行ってきたのか、お伺いいたします。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 学校給食費については、生活保護世帯では教育扶助、準要保護世帯では就学助成により、全額、公費負担としております。

また、令和5年度と6年度においては、値上げ相当分について、所得要件などを設けず、対象となる全世帯に対し、公費で負担しておりましたが、令和7年度においては、これまで公費負担により据置きとしていた令和5年度の値上げ相当分を保護者に負担をお願いし、今回の値上げ相当分を公費負担とさせていただいたところでございます。

○議長（福居秀雄） 佐藤議員。

○佐藤さだお議員 そこで、給食費の未納状況についてお伺いしたいと思います。

これまでの給食費の未納状況と昨年度の未納額についてお伺いします。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 給食費収入額に対する未納率は、過去5年間で申しますと、令和2年度は0.39%、令和3年度は0.32%、令和4年度は0.43%、令和5年度は0.49%、令和6年度は0.46%、公費負担を除いた未納率では、令和5年度が0.54%、令和6年度が0.5%となっております。

昨年度の給食費未納額については、収入予定額12億7千345万3千66円に対し、638万3千93円であります。

○議長（福居秀雄） 佐藤議員。

○佐藤さだお議員 給食費を払えるにもかかわらず、給食費を未納している保護者がいるのは大変に遺憾です。各学校長はもちろん、教育委員会としても、引き続き滞納防止に努めていただきたいと思います。

一昨年9月の国の実態調査で、全国の自治体の約4割の722の自治体で学校給食費の無償化を実施しています。物価高の影響で児童生徒の保護者の経済的負担を少しでも軽減するためにも、学校給食の無償化を検討すべきと思いますが、本市としての考えを改めてお伺いします。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 給食費の無償化については、市単独で実施したとする場合、昨年度時点の試算では新たに年額約10億円の財源が必要であり、全てを市費で賄うには大変厳しい現状にあると受け止めています。

給食費を保護者が負担しない自治体が増えていることは承知しておりますが、市町村には多様な人口規模、多様な課題があるという実情を踏まえ、国において全国一律的に対象となるよう恒久的な制度を図ることが望ましいと考えています。

国会でも給食費無償化の議論が行われており、本年2月に、石破総理から、給食費無償化について、まずは小学校を念頭に、地方の実情を踏まえ、令和8年度に実現するとの答弁があり、早期実

現を期待しているところです。

○議長（福居秀雄） 佐藤議員。

○佐藤さだお議員 先ほど紹介した学校給食の無償化を実施している722の自治体のうち、小中学生全員を対象としているのが76%の547の自治体で、153の自治体では支援の要件を設定しています。支援の要件を多子世帯としている自治体は約9割の135の自治体でした。

そこで、この質問の最後に、全ての世帯を無償化にするのが財政上難しいのであれば、多子世帯への給食費の補助を取り入れるべきと思いますが、考えをお伺いします。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 給食費の保護者支援の対象者を限定することは、市の財政負担を一定程度抑えることはできますが、一方で、支援を受けられない世帯も生じることから、公平性を担保する上で懸念もごさいます。

給食費については、小中学校の児童生徒を持つ保護者に共通する支出であり、無償化については、財政的な面と負担の公平性の両面を考慮し、子育て世代を支える施策の充実と併せて総合的に在り方を判断すべきものと考えます。

本市と同規模の自治体においても、同様の課題から無償化に踏み切れないことが多く、中核市長会などを通じて、国に対し、給食費無償化の早期実現の要望を継続しているところであり、今後、国から示される具体的な制度概要について、他都市の状況も参考にしながら適切に対応してまいります。

○議長（福居秀雄） 佐藤議員。

○佐藤さだお議員 ありがとうございました。

それでは、私の質問の最後ですが、市長の政治姿勢についてお伺いしたいというふうに思います。

今津市長におかれましては、先日、北海道護国神社で開催された慰霊大祭に御参列をいただきまして、ありがとうございました。

北海道護国神社が所在する地元の市長が参列されたことを、全道各地からおいでいただいた御遺族はもちろん、6万3千159柱の御英霊も大変に喜ばれていると思います。

今年は、さきの大戦から80年の節目の年です。天皇皇后両陛下におかれましては、4月に硫黄島を訪問され、今月6月4日には愛子内親王様と御一緒に沖縄を訪問されて、戦没者を慰霊されました。また、8月には広島と長崎を訪問されるとお聞きしております。

私ごとですが、昨年はパラオ共和国のペリリュー島の慰霊祭に参列をしました。そして、今年、来月、サイパン島で行われる慰霊祭に参列して、祖国日本、そして愛する家族のために貴い命をささげ、玉砕された約4万3千柱の御英霊と、島内で犠牲となられた約1万人の民間人の方々に哀悼の誠をささげる予定であります。

さて、今津市長は、これまで800回以上にわたって街頭に立ち、旭川への思いを市民の皆さんに直接訴えてこられました。その姿を見ていた多くの市民の皆さん、そして直接言葉を交わした市民の皆さんの旭川を変えてほしいという思いが今津市長を誕生させました。今津市長は、就任以来、休む間もなく、国内外を飛び回り、一気呵成に走り続けてきた約3年9か月ではなかったかと思えます。

そこで、初めに、今津市長が市民の皆さんに実現を約束した85の公約の達成状況についてお伺

いします。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 私は、3年9か月前に市長に就任して以来、夢と希望の持てる旭川に変えていくという強い決意を持って、山積する課題の一つ一つに真正面から向き合い、市民や関係者の皆様の声をしっかりと受け止め、前例にとらわれず、失敗を恐れることなく市政改革に取り組んでまいりました。

私が公約で掲げた85項目は、市民の皆様の声をお聞きし、つくり上げた市民の思いが詰まった公約であり、その達成に向けて全力で取り組んでまいりました。公約の達成状況につきましては、全公約のうち、実施・推進と一部実施を合わせた項目数の割合を進捗率といたしておりますが、令和7年度予算では、2項目が加わり、進捗率は93%となり、前年度から4ポイント増加しております。

○議長（福居秀雄） 佐藤議員。

○佐藤さだお議員 ありがとうございます。

ただいま、公約の進捗率が93%となっている状況を確認させていただきました。今津市長は、就任以来、様々な課題に真正面から向き合い、取り組んでこられました。挙げれば切りがないと思いますが、具体的な取組、そして、その成果についてお伺いします。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 少し長くなりますが、お許しをいただきたいと存じます。

就任当初は、市民の安全、安心を最優先課題といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策、いじめ防止対策、除排雪対策の取組を積極的に進めてまいりました。

新型コロナウイルス感染症対策では、感染症対策官の就任やワクチン確保の取組を進め、令和4年3月に全国平均を上回る81%のワクチン接種率を達成したことをはじめ、市民から情報不足による不安の声もあったことから、情報発信を強化し、現在ではSNSによる情報発信を5倍以上に増加させました。

いじめ問題では、徹底した真相究明と再発防止策をつくり上げるという信念の下、先駆的な取組の事例調査、尾木直樹氏を委員長とする再調査委員会の設置、全国初となりますいじめ防止対策推進部の新設など、市長部局と教育委員会が一体となって旭川モデルを構築し、こども家庭庁とも連携を図ることで取組を推進し、その結果、いじめの認知件数は令和6年度に7千498件と令和4年度の4.4倍、重大事態の認定が4件と令和4年度の4倍となるなど、積極的な把握に努め、早期の解決につなげております。

除排雪対策では、北海道初となる国、道、市の連携協定を締結し、従前の750万立方メートルから、災害級の豪雪にも対応できる900万立方メートル以上の堆積場を確保するとともに、生活道路の排雪の充実や道道とのコラボ排雪など、多くの市民の皆様から高い評価をいただいております。

子育て環境の充実では、子ども医療費無償化の高校生年代までの拡大や、大学生等を対象とした返済不要の奨学金制度の創設、小中学校へのエアコン設置など、取組を進めております。

1次産業の振興では、有機米やスマート農業、高付加価値化の取組を強化してまいりました。泉大津市との間で締結した日本初となる消費地と生産地でのオーガニックビレッジ宣言をはじめ、設

備導入に係る補助金の創設などを通じて有機米の生産者も大幅に増加してきているなど、持続可能な農業に向けての取組や、林業振興につながる地域材活用住宅建設補助金は上限500万円という道内最大規模で創設し、順調に活用いただいております。

経済、まちづくりの分野では、旭川空港初、市民待望のLCC、ジェットスター・ジャパンの就航、ユネスコ創造都市ネットワークの国際会議の誘致、自治体では全国初となるデザインシステムの導入など、本市の強みであるデザインを生かしたまちづくりも確実に進んでおります。

このほか、デザインやATWSの取組を通じたスイス観光賞の受賞、スタルヒン球場での100フェス、冬まつりのドラゴンクエスト大雪像、街あかりイルミネーションの充実等、あるいは、菓子博の開催を含めたイベントや観光振興、スポーツみらいアンバサダーによるスポーツ教室の開催、北口榛花選手のパレード開催等を通じたスポーツの力によるまちづくりや文化芸術振興、まちにち計画、優良建築物等整備事業の範囲の中で予算を増額するなど、中心市街地の活性化、旭川大雪圏東京事務所の開設や、大雪カムイミンタラDMOの1市8町での体制確立等の広域連携の推進、令和6年度に37億円と就任前の約2倍となったふるさと納税の強化、健幸アプリの活用など健福祉都市の実現に向けた取組、日本一の窓口やDXの積極的な推進、女性活躍など働き方改革の取組、人口の社会減も、令和元年の793人から令和5年は110人に、令和6年は396人と、政策の効果が出てきております。

このように、様々な分野において全力で取り組み、邁進してきたことで、多くの成果が出てきていることを市民の皆様にご実感いただいているところでございます。

しかしながら、申し上げました取組の成果の一つ一つは、私一人の力で成し遂げられるものではなく、何より議員の皆様のご指導や職員の皆様のご尽力のおかげで進めることができました。

改めて、感謝を申し上げます。

○議長（福居秀雄） 佐藤議員。

○佐藤さだお議員 ありがとうございます。

答弁にもありましたけれども、今津市長は、本市が抱えている様々な課題に市長自ら全力で向き合い、市職員とともに取り組み、大きな成果を上げられたことは、高く評価されるものであると感じているのは私だけではないと思います。

さらに、自衛隊のOBの一人として、52年ぶりに旭川市自衛隊協力会及び自衛隊協力会道北地区連合会会長に就任されたことも高く評価したいと思います。

そこで、今津市長の本市の将来に対する市長の思いをお伺いして、私の一般質問を終わります。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 人口減少や少子高齢化、若者世代の転出、エネルギーや物価の高騰、人手不足、さらには、財政の健全化や公共施設の更新、統合など、現状、本市は様々な課題に直面しておりますが、市民、議会、行政がオール旭川で心をついにし、知恵を出し合い、これらの課題を克服していくことで新しい旭川を築いていけると確信をいたしております。

夢や希望を持てる旭川を築いていくために非常に重要な時期を迎えており、未来に責任のある市政をしっかりと進めていかなければならないと考えております。

○議長（福居秀雄） 以上で、佐藤議員の質問を終了いたします。

（佐藤議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時55分

○議長（福居秀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

石川厚子議員。

（石川厚子議員、質疑質問席に着席）

○石川厚子議員 では、通告に従って、一般質問を行います。

初めに、市長の政治姿勢について。

旭川市と自衛隊の関係についてお尋ねします。

自衛官の採用達成率が過去最低の51%に落ち込み、中途退職者が過去30年で最多となっています。

国民の間には、災害時に救護に当たる自衛隊への信頼や親しみがありません。しかし、国際法上、自衛隊は軍隊であり、自衛官は戦闘員とされ、本来の任務は戦闘です。自衛隊法は、事に臨んでは、危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め、上官の職務上の命令に忠実に従わなければならないという賭命義務、服従義務を定めています。しかも、安保法制の下、今の自衛隊は、専守防衛ではなく、海外の戦争で殺し、殺される任務に当たる危険が高まっています。

そこで、自衛隊への名簿提供についてお尋ねします。

自衛隊へ今年度中に18歳と22歳になる人の個人情報紙ベースで提供していることについては、この間、何度も質問してまいりました。除外申請の期間は2か月間のままですが、1か月後ろに倒したことは一定評価いたします。

そうしたことによって除外申請者は何人になったのでしょうか、昨年と比較してどうなったのかも教えてください。

○議長（福居秀雄） 和田総務部長。

○総務部長（和田英邦） 自衛隊への情報提供に係る令和7年の除外申請につきましては、新年度がスタートしてからの期間を長く取れるよう、申請期間を1か月間後ろにずらし、3月10日から5月の大型連休明けの5月12日までに変更いたしまして、おおむね2か月間を確保したところであり、申請者数は昨年と同じ26人になったところでございます。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 申請者は昨年と同じく26人とのことですが、昨年と同数であることをどのように受け止めますか。

○議長（福居秀雄） 総務部長。

○総務部長（和田英邦） 名簿対象者は毎年異なるため、比べることは難しいところではございますが、昨年と今年の募集対象者数はほぼ変わっておらず、その中で除外申請者数は同数でありますことから、一定程度の周知はできているものと認識しております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 一定程度の周知はできているとのことですが、多くの市民は除外申請制度がある

ということを知りません。駅前や高校前でシール投票を行った結果、実に93.3%の方が除外申請制度を知らなかったと答えています。

広報誌「あさひばし」、SNS以外でどういった周知を行ってきたのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 総務部長。

○総務部長（和田英邦） 除外申請制度の周知につきましては、広報誌やSNS、市ホームページでの複数回の掲載や報道依頼に加えまして、今年からは、新たに除外申請期間中にイオンモール旭川駅前のデジタルサイネージを活用した周知を行っております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 デジタルサイネージにどれほどの効果があったのか分かりませんが、以前、高校や大学にもポスター等で周知すべきと提案しましたが、学校に対する周知は行ったのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 総務部長。

○総務部長（和田英邦） 高校及び大学を通じての周知につきましては、チラシ配布やポスター掲示等の協力が可能か否かを把握するため、一部の学校へ聞き取りを行ったところ、学校によって取組への理解が様々であり、他校の状況も把握した上で検討する必要があるなどの理由ですぐに対応することは難しいとの見解を得ましたことから、現状としては実施していないところでございます。

今後につきましても、学校側の事情も勘案しながら、効果的な周知方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 帯広市では学校にポスターを張っているのので、旭川市もやる気があればできると指摘いたします。

それ以前に、除外申請ではなく、情報を提供してもよいという人にだけ同意を得るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福居秀雄） 総務部長。

○総務部長（和田英邦） 自衛隊への情報提供につきましては、法令等に基づくものであるため、対象者から事前同意を得ることは予定しておりませんが、今後におきましても、申請者の利便性の確保に努めながら、当該情報提供を望まない方への除外申請制度を継続してまいります。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 自衛隊協力会についてお尋ねします。

今年度、自衛隊協力会の会長が替わったと聞いております。誰から誰に替わったのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 熊谷総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 旭川市自衛隊協力会の会長については、令和7年の4月1日より、これまでの旭川商工会議所会頭から旭川市長に替わったところでございます。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 自衛隊協力会の会長が、今年度から旭川市長に替わったとのことですが。

そこで、今津市長にお尋ねします。

どういった思いで協力会の会長を引き受けたのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 今津市長。

○市長（今津寛介） 全国的には、自衛隊の活動を支援する団体として全国防衛協会連合会があり、

この正会員として各都道府県に防衛協会や自衛隊協力会等が存在しております。その目的は、防衛意識の高揚を図り、防衛基盤の育成強化に寄与するとともに、自衛隊の活動を支援、協力することとなっており、東日本大震災や北海道胆振東部地震、能登半島地震などの災害派遣をはじめ、国際緊急援助活動や国連平和維持活動など、国際社会の平和と安定にも大きな役割を果たす自衛隊を支えるための組織と考えております。

本市といたしましても、国内外問わず身を粉にした活動を行い、冬まつりの大雪像制作やバーサーロペット・ジャパンへのコース整備に係る支援など、地域の発展に大きく貢献していただいている自衛隊の皆様をしっかりとお支えするとの思いで、この職責を引き受けさせていただきました。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 今津市長が自衛隊協力会の会長に就任された熱い思いが伝わってまいりました。

ネットで調べますと、自衛隊協力会とは、自衛隊の活動を支援、協力することを目的とした民間組織ですとあります。民間組織のトップを市長が務めるというのはいかがなものでしょうか。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 自衛隊協力会は、いわゆる任意団体であり、市長が会長等を務める任意団体は複数あると認識しております。

その中で、自衛隊協力会の目的に鑑みたときに、市長が会長を務めることについて特段の支障はないものと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 特段の支障はないとのことですが、市長が会長に就任したことにより事務局はどこに移ったのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 事務局については、旭川商工会議所より旭川市総合政策部に移管されたところでございます。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 総合政策部に移管したとのことですが、会長や事務局の状況など、管内のほかの自衛隊協力会の状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 旭川地区、名寄地区、富良野地区の上川管内で申し上げますと、12の自衛隊協力会があり、全て会長は首長となっております。

また、事務局については、11の協力会で自治体が担っております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 12の自衛隊協力会の全てで会長は首長ということに驚いております。

事務局については、自治体が担っていないところが1か所あるようですが、旭川市役所の中に自衛隊協力会の事務局があることも不自然ではないかと思いますが、見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 自衛隊協力会の目的、他の自治体の状況等を総合的に勘案しても、旭川市が自衛隊協力会の事務局を担うことについては、特段の問題はないものと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 福井県小浜市では、先ほどの除外申請の名簿を市役所の中にある自衛隊協力会に提出しているそうです。自衛隊に情報を提供したくない方の情報を自衛隊に渡している、これではブラックリストを手渡しているようなものではないでしょうか。

自衛隊協力会の事務局が総合政策部に設置されたということは、今後、除外申請の名簿がそこに提出されることになるのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 総務部長。

○総務部長（和田英邦） 除外申請者の情報は、自衛隊へ提供する募集対象者の情報から除外する目的のために使用するもので、外部はもちろんのこと、市役所内部においても、目的の異なる他部局とも情報を共有することはないところでございます。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 当然、あってはならないことだと思います。ふだんから縦割りと自嘲している行政ですが、ここは縦割りを貫いていただきたいと思います。

そもそもペーパーで情報を提供しなければ何の問題も起きないのです。紋別市や福岡県太宰府市では、紙、電子データでの名簿提供をやめ、閲覧に戻しました。旭川市も閲覧に戻すべきと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 自衛隊への情報提供につきましては、法令等に基づく適正なものと認識しており、また、提供した情報の管理に万全を期すため、本市と自衛隊との間で協定を取り交わした上で対応いたしております。

今後につきましても、適切な情報管理の下、対応してまいります。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 続いて、陸上自衛隊近文台分屯地の火薬庫整備についてお伺いします。

防衛省では、国家防衛戦略及び防衛力整備計画において、自衛隊の十分な継戦能力の確保、維持を図る必要があることから、弾薬の生産能力の向上及び製造量に見合う火薬庫の確保を進め、必要十分な弾薬を早急に保有することとしています。

このことを踏まえ、近文台分屯地で火薬庫を整備する予定はあるのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 近文台分屯地において、新たに3棟の火薬庫を整備する予定と聞いております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 新たに3棟の火薬庫を整備する予定とのことですが、今年度予算ではどのようなになっているのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 令和7年度予算では、火薬庫1棟の調査、設計に係る経費として、約1億円を計上していると聞いております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 今年度は、火薬庫1棟の調査、設計に係る経費として約1億円を計上しているとのことです。

戦争の際の捕虜の保護や民間人の犠牲を減らすための条約として、第二次世界大戦後の1949年にジュネーヴ4条約が成立しました。1977年には、ベトナム戦争の際の民間人の犠牲が激烈であったことの反省から、軍民分離の原則を強化し、民間人の犠牲を防止するための条約として第1追加議定書が成立し、日本は2004年に加入しました。

弾薬庫、基地などの軍事施設を住宅密集地やその近辺に置くことは、ジュネーヴ諸条約第1追加議定書第58条b項に違反するのではないのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 火薬庫は、自衛隊の活動に必要な火薬類を安全に貯蔵するための施設であり、万が一の火災等を防ぐための各種対策や、火薬庫から民家までの十分な保安距離の確保など、適切な対応が進められているものと認識しております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 今、ジュネーヴ諸条約第1追加議定書第58条b項については触れられませんでした。

そもそも、他国が攻めてくるとすれば、自衛隊基地、弾薬庫、火薬庫などの施設を攻めるのではないのでしょうか。近文台分屯地に火薬庫を整備することによって市民の安全を守れるとお思いなのか、市長の見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 我が国を取り巻く安全保障環境が不確実性を増していく中で、国防に係る必要な備えとして、火薬庫等の設置を含む防衛体制の強化が図られているものと認識しております。

市といたしましては、国の責任において、施設自体の安全性の確保や安全管理の徹底に万全を期し、市民の安全が保たれるよう適切な対応がなされるものと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 続いて、北海道護国神社慰霊大祭参拝についてお伺いします。

市長は、就任以来、2022年、2023年、2024年と3年連続、北海道護国神社の慰霊大祭に参列しております。

今年6月5日の慰霊大祭には参列したのでしょうか。参列したのであれば、公人として参列したのか、私人として参列したのか、お答えください。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 6月5日の北海道護国神社慰霊大祭には、私人としての立場で参列をいたしました。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 私人として参列されたとのことですが、旭川市長と記されたりボンを着用されたのでしょうか、神職に旭川市長今津寛介氏と指名されて玉串を奉納したのでしょうか、お答えください。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 神社側には、私人として参拝させていただき旨を事前にお伝えした上でお伺いをいたしました。

当日は、主催者からリボンなどを御用意いただき、玉串奉奠の際には、旭川市長今津寛介と呼ば

れたところですが、礼を失することのないよう主催者の御案内に従って対応させていただいたものであります。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 私は、昨年も同じ質問をさせていただきました。

市長があくまでも私人として参拝するのであれば、一般参拝者、一般市民から見て公人ではないと分かる立場で参拝すべきと指摘いたしましたが、今年も全く変わっておりません。

市長は、政教分離の原則を守るおつもりがあるのか、ないのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 私は、市長という公人としての立場がある一方で、個人として信教の自由がございまして、戦争でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表することは当然のことであると思っております。また同時に、市長として政教分離の原則は遵守すべきものと考えておりますことから、神社側には、私人として参拝させていただく旨を事前にお伝えした上で、公用車を使用せず、職員の随行も伴わず伺ったものでございます。

当日は、礼を失することがないように、主催者側の御案内に従って対応させていただいたものであり、政教分離の原則に反するものではないと認識をいたしております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 続いて、家庭倫理・家庭教育についてお尋ねします。

6月22日に家庭倫理の会北海道旭川支部が主催する「令和7年度家庭倫理講演会『命を育む家庭の力』－不登校や引きこもりにならない家庭とは－」のチラシの裏面には、市長はメッセージを寄せられています。どういった思いでメッセージを寄せられたのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 令和7年度家庭倫理講演会に関しましては、地域社会の発展や市政推進に寄与する内容と判断されましたことから、名義後援を行うとともに、開催地の市長という立場から、この講演会が参加者にとって有意義なものとなることを期待してメッセージを寄稿したものでございます。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 この講演会のチラシには、「『命を育む家庭の力』をテーマに、不登校やひきこもりを防ぐ家庭の在り方について考えます」と記されています。読み方によっては、不登校やひきこもりになるのは家庭に問題があると受け止められかねません。

そこで、市長の家庭倫理に対する認識をお聞かせください。

あわせて、家庭教育に対する認識についてもお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 家庭における倫理とは、一般に、家庭を構成する家族が互いの存在を尊重し、支え合いながら生活できるような家庭内のルール、あるいは規範であろうと認識いたしております。

次に、家庭での教育に対する認識についてでございます。

家庭は、保護者と子どもらが愛着を形成し、子どもが基本的な生活能力を身につけるとともに、倫理観や社会的なマナーを養う重要な場の一つと認識しておりますが、今日においては、こうした家庭が社会的に孤立しないよう、学校、地域、そして行政が連携を図りながら、社会全体で子ども

の育ちと家庭を支え、全ての子ども、若者が健やかで幸せな生活を送ることができるよう努めていくことも重要と考えております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 社会全体で子どもの育ちと家庭を支えるということは大事な視点だと思います。

市長は、4年前の市長選の際、家庭教育支援推進条例の制定を公約に掲げられましたが、今もこの条例を制定されるおつもりでしょうか。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 家庭教育の支援に関する条例の目的は、子育て家庭を取り巻く環境が変化している中、安心して子育てや家庭教育ができるように保護者を支援することが重要であるとの認識から、公約に掲げたところでございます。

条例の制定につきましては、慎重に議論を進める必要があると考えておりますが、家庭教育の支援は、国の教育振興基本計画や本市の教育大綱に施策として位置づけられておりますので、引き続き、こうした施策の推進に取り組んでまいります。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 引き続きこの施策の推進に取り組むということは、仮に今年度の秋の市長選で市長に再任された場合、家庭教育支援推進条例の制定を目指すおつもりがあるというふうに受け止めました。

旭川家庭教育支援のあり方を考える会という市民団体は、この間、11回にわたり講演会を開催し、家庭教育支援条例の危険な中身、例えば、問題を抱えている子どもについては保護者の責任、家庭教育の責任と自己責任を求められる、また、国家にとって望ましい家族像や性別による役割分担、愛国心などが推奨されるなどといったことを訴えてまいりました。次回は、8月3日にも講演会を予定しております。

仮に市長が秋の市長選で再任された場合、家庭教育支援条例の制定については慎重にしていきたいというふうに述べておきます。

続いて、市立旭川病院の経営について。

経営改善の方向性についてお伺いします。

市立旭川病院においては、患者さん中心の医療を行い、市民から信頼される病院を目指しますを基本理念に掲げ、市民の命を守るため、昼夜を分かたず、安全で質の高い医療を提供されていることに敬意を表します。

市立旭川病院では、救急医療確保や小児医療、精神医療に係る経費など、基本的には国が示す基準内繰入れを原則としていますが、この間、新型コロナウイルス対応経費として一般会計から基準外繰入れを受けたことと思います。

コロナが5類に移行しましたが、昨年度は一般会計から基準外繰入れを行ったのでしょうか、行ったとすれば金額は幾らになるのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 木村病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（木村直樹） 一般会計からの基準外繰入れにつきましては、令和2年度から令和4年度まで、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ体制整備のため、市に交付された国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を基準外繰入れとして受け入れ、これを財源

として感染症センターの整備や医療機器の更新などを進めてきておりますが、令和6年度においては、コロナ対応によるものも含め、一般会計からの基準外繰入れは受けていないところでございます。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 基準外繰入れは行っていないとのことですが、それで収支は改善したのでしょうか。一昨年は、たしか10億2千万円ほど赤字だったと思いますが、昨年度はどうだったのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（木村直樹） 令和6年度病院事業会計の決算見込額につきましては、令和5年度に引き続きコロナ禍により減少した患者数の回復が鈍いままの状況の中、物価高騰に加え、人件費や労務単価の上昇に伴い費用が大きく増加したことなどから、実質収支に当たる当年度資金収支でマイナス約17億5千万円と、2年連続で赤字を計上する見込みとなっているところでございます。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 17億5千万円という大変大きな金額の赤字となっております。経営改善に向けて様々な努力を行っていることと思います。

昨年10月から血管外科が新設されたと思いますが、この効果はどのようになっているのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（木村直樹） 血管外科につきましては、高齢者の増加に伴う今後の医療需要に対応する等のため、昨年10月から2名の常勤医師体制により、新たな診療科として開設したものでございます。

その効果といたしましては、令和6年度の半年間で約1億6千万円の収益を上げており、通年の診療となる令和7年度、今年度につきましては、さらなる収益増を期待しているところでございます。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 血管外科は半年間で1億6千万円の収益を上げたとのことなので、今後に期待したいと思います。

その他、経営改善に向けてどのような努力を行っているのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（木村直樹） 経営改善に向けた取組につきましては、収益と費用の両面から進めているところでありまして、主な取組を申し上げますと、まず、収益面では、令和6年1月から経営コンサルタントを導入し、入院診療における医療資源投入の適正化、効率化のほか、各種診療報酬加算の取得増などを継続して進めております。また、診療所等から当院へ患者を紹介しやすい環境づくりによる紹介件数の増加といった地域連携の強化や、断らない救急の継続などにより、とりわけ診療単価の高い入院患者の増加を重点的に進めております。

費用面では、各部署の会計年度任用職員の人員や労働時間が現在の業務量と見合ったものとなっているかの点検を行い、配置適正化を行ったほか、医療器械の保守点検については、放射線部門や

検査部門など各部署においてその必要性や程度の精査を行い、委託料の縮減に取り組んだところでございます。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 会計年度任用職員の適正配置化ということは、首を切ったということでしょうか。昨年度末で削減した会計年度任用職員は何人になるのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（木村直樹） 会計年度任用職員の配置適正化につきましては、これまでコロナ対応のため任用していた事務や外来の補助、面会制限に伴う面会受付等に従事していた職員につきまして、業務終了により更新を行わなかったもののほか、パート職員が担う業務をフルタイム化することにより職員数を減としたものや、令和6年度末で退職となる職員の補充を行わないなどにより、13名の人員を削減したものでございます。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 13人という少ない会計年度任用職員が削減されました。

今年度はナースシューズを支給しないと聞きましたが、事実でしょうか。

○議長（福居秀雄） 病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（木村直樹） 看護師等が現場において使用するナースシューズにつきましては、昨年度まで希望する職員に年1足支給していたものであります。

現在、当院があらゆる経営改善の取組を進めていかなければならない状況にある中、昨年度、経費削減に係る職員提案を募集したところ、多くの提案があった中にナースシューズ支給廃止の意見があり、道内他病院の支給状況を調査するなど検討を重ねた結果、ナースシューズを支給しないこととしたものでございます。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 ナースシューズを支給しないことにより、幾らほど経費節減になるのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（木村直樹） ナースシューズの令和6年度における支給実績につきましては、391足で約131万円となっており、令和7年度において同程度の削減効果が得られるものと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 131万円の節減ということで、まるで重箱の隅をつつくようなものです。看護師さんというのは、病院の中を忙しく動き回る職業なので、1年でナースシューズを履き潰してしまう方も多いと聞いております。その場合、ナースシューズは自己負担で購入することになるでしょう。そんな些細なことを節減して、福利厚生が悪くなったと看護師さんがほかの病院に移ってしまうのではないのでしょうか。ほかに節減できることはないのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（木村直樹） 現在、医療機関におきましても、人材の確保、特に看護師や薬剤師などの確保が困難となっております。また、現在、当院で勤務されている職員に長く働いていただくためにも、待遇や福利厚生を理由とした離職は避けなければならないと認識しており、経営改善の取組を進めるに当たりましては、こうした点を十分考慮していかなければならないと考

えております。

今回の職員からの経費削減の提案の中には、このほかにも、印刷時にできるだけ裏紙を使用する、不要な場所を消灯するなど節電の徹底、市立病院をアピールするイベントによるイメージアップなど、削減効果としては大きくない小さな取組についても多くの提案がありまして、これらの意見を基にした節減等も実践しているところでございます。こうした小さな取組も積み重ねることによって大きなものとなり得ますし、何より、職員それぞれが自院の経営状況を理解し、取組への意識を持つことが経営改善を進める上では重要なことだと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 続いて、市立旭川病院の消費税についてお尋ねします。

細かなところは節減していますが、医療機器には莫大なお金がかかっていますね。2010年度に放射線によるがん治療器械リニアックを4億200万円で購入していますが、その際の消費税は5%で2千万円です。さらに、2022年度にリニアックを更新していますが、このときの購入価格は5億6千480万円で、消費税は10%で5千648万円になります。このことをどう受け止めますか。

○議長（福居秀雄） 病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（木村直樹） リニアック、いわゆる放射線治療装置につきましては、当院が購入する医療機器の中でも特に高額なものの一つでありまして、現行のリニアックを購入した令和4年度において当院の医療収益が約90億円である中、5千648万円の支出は割合で申し上げますと約0.6%となりますが、現在の税制上、負担をしなければならないものと認識をしております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 医療費は消費税非課税となっておりますが、医薬品や医療機器、給食材料など、全ての仕入れには消費税がかかっています。コロナ関連器械を購入したときや電子カルテを更新したときは、その分の消費税がかかったと伺っております。

昨年度、市立旭川病院が支払った消費税の金額をお示してください。

○議長（福居秀雄） 病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（木村直樹） 市立旭川病院において支出時に支払った消費税額につきましては、10万円単位で申し上げますと、令和6年度については5億7千190万円となり、また、消費税納税時には控除できない控除対象外消費税額につきましては5億5千810万円となっております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 私が以前に質問したときは、消費税率が5%で、2010年度の消費税損税は2億5千660万円でした。それが、昨年度は5億5千810万円ということで倍以上になっています。物価高騰や労務単価が増えたという影響もあるでしょうが、何といたっても大きいのは消費税率が5%から10%に増えたということです。

消費税率が10%となり、年間これだけの消費税がかかっているということは、病院経営を圧迫していることと思います。病院事業管理者の見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 石井病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井良直） よろしくお願ひいたします。

当院を含め、医療機関においては、薬剤を含む診療材料購入などの支出や、運営に必要な委託料、光熱水費をはじめとする様々な経費に対し、消費税を負担しております。一方、収益の多くを占める診療報酬は非課税売上げとされていることから、控除対象外消費税額の割合が多くなる仕組みとなっております。消費税改定時には診療報酬への補填が行われているとされておりますが、その内容は不透明であるため、全国自治体病院協議会などにおいて、国に対して制度の改善を要望しているところでもあります。

当院においては、物価高騰や労務単価の増などの要因により控除対象外消費税額が年々増加しており、診療報酬において消費税相当額が確実に措置されるなど、病院経営に影響を与えない方策が必要であるものと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 今、病院事業管理者から、消費税が病院経営に影響を与えない方策が必要との答弁がありました。

今、参院選を目前にして、各党が消費税減税を言い出しています。私ども日本共産党は、財源も示しながら、消費税は直ちに5%にすべきと訴えております。

10%にも及ぶ消費税が病院経営を圧迫していることについて、設置者である市長の見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 市立旭川病院の経営状況は、人件費や労務単価の上昇、物価高騰の影響により、業務に要する費用が消費税を含めて大きく増加しているのに対し、公定価格である診療報酬では賄うことのできない状況にあり、病院事業管理者を中心に様々な収支改善策に取り組んでいただいておりますが、私といたしましても、中核市市長会などにおいて医療機関への支援についての要望も行うなど、共に病院経営の健全化に努めてまいります。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 今、市長から、業務に要する費用が消費税を含めて大きく増加しているとの答弁がありましたが、私がお尋ねしているのは、この10%もの消費税が病院経営を圧迫しているのではないかということです。

再答弁を求めます。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 市立旭川病院の経営状況は、人件費や労務単価の上昇、物価高騰の影響により、業務に要する費用が消費税を含めて大きく増加しているのに対し、公定価格である診療報酬では賄うことのできない状況にあり、病院事業管理者を中心に様々な収支改善策に取り組んでいただいておりますが、私としても、中核市市長会などにおいて医療機関への支援についての要望も行うなど、共に病院経営の健全化に努めてまいります。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 私は、ただいま再答弁を求めましたが、同じことを繰り返しておっしゃってくださるよう求めたわけではないんです。この消費税が病院経営を圧迫していることについての市長の認識をお尋ねしたのです。もう一度お願いします。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 申し訳ありませんが、繰り返しになりますが、お許しをいただきたいと存じます。

市立旭川病院の経営状況は、人件費や労務単価の上昇、物価高騰の影響により、業務に要する費用が消費税を含めて大きく増加しているのに対し、公定価格である診療報酬では賄うことのできない状況にあり、病院事業管理者を中心に様々な収支改善策に取り組んでいただいておりますが、私としましても、中核市市長会などにおいて医療機関への支援についての要望も行うなど、共に病院経営の健全化に努めてまいります。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 何度質問しても同じ答弁しか返ってこないということが分かりましたので、この項目については終わります。

最後の項目です。

国政・地方選挙についてお伺いします。

投票所の投票立会人について。

選挙投票日当日の投票所の投票管理人や投票立会人は、朝の7時前から夜の8時過ぎまで投票所に詰めていなければならず、拘束時間が長いため、負担も大きいことと思います。地区市民委員会や町内会から推薦をいただいていることと思いますが、そもそも市民委員会や町内会の役員の成り手が減っている上、成り手が高齢化しております。投票立会人は定数を満たしているのでしょうか。基本的には、前回の選挙でお願いした方にまた依頼すると聞いていますが、高齢や病気などの理由で辞退された場合は、後任の方をどのような方法で依頼しているのかについても併せてお答えください。

○議長（福居秀雄） 長谷川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（長谷川伸一） 投票所における投票管理者、また投票立会人については、地域住民が気軽に投票できる観点から地域の住民の方に就任をお願いしており、選挙の都度、前回お願いした方に改めて依頼しています。

その方が辞退された場合には、当該投票区の市民委員会に推薦を依頼し、現状では必要数を満たす担い手を確保しておりますが、昨今、地域によってはなかなか決まらないといった状況が生じております。

このため、投票管理者の確保が困難な地域については、投票所の事務長を担う市の職員が投票管理者を兼任することで、投票所の執行体制を維持できるよう見直しを進めています。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 なかなか決まらない地域もあるため、市の職員が投票管理者を兼任することもあるとのことで御苦勞されているようです。

成り手不足の原因として、拘束時間が長い上に報酬が少ないことが挙げられます。このたび少し上がるようですが、それにしても北海道の最低賃金を下回っています。

先ほども述べましたように、市民委員会、町内会の役員は高齢化しています。町内会長など知っている人が投票所において安心する市民もいるかもしれませんが、例えば、体力のある大学生などに立会人を引き受けてもらってはどうか。大学生など若い人が政治に関心を持つ機会にもな

るのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（福居秀雄） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（長谷川伸一） 投票立会人についても地域での確保が難しいとの声もありますことから、投票管理者と同様に対策が必要と考えています。

こうしたことから、投票立会人の担い手として、大学生をはじめ、若い方にも呼びかけ、選挙事務に従事いただくことは、政治への関心を高める機会として、また人員確保の対策として非常に意義あることと考えておりますので、公募などにより御協力いただける方をお願いしていくことも一つの方法として、地域の皆様の御意向を尊重しながら検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 ぜひ、大学生など若い方が投票立会人となることについて検討していただきたいというふうに思います。

次に、期日前投票についてお伺いします。

近年は、選挙自体の投票率は下がる傾向ですが、その中で期日前投票をする人が増えているようです。過去3回の選挙では、全体の投票率のうち、期日前投票をした人の割合はどの程度になっているのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（長谷川伸一） 期日前での投票の状況については、過去3回の選挙における各投票者総数のうち、期日前投票を利用した方の割合で申し上げますと、令和5年北海道知事選挙は33.5%、同年の旭川市議会議員選挙は34.9%、令和6年衆議院議員総選挙は37.3%と、年々増加傾向にあります。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 過去3回の選挙においては、期日前投票をする人が増えてきております。

そこで、市内の期日前投票所の設置状況と、期日前での投票の状況をお示しください。

普通、期日前投票は、公示の翌日から投票日の前日までできると思いますが、特に商業施設ではどのようになっているかについてお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（長谷川伸一） 今年予定しています参議院議員通常選挙における期日前投票所については、総合庁舎、支所7か所、商業施設4か所の合計12か所に加え、市内4大学等をバスで回る移動期日前投票所を予定しています。それぞれの開設日程は、総合庁舎は、公示日翌日から16日間の午前8時半から午後8時まで、支所7か所は、投票日前8日間で午前8時45分から午後5時15分まで、商業施設4か所は、支所と同じく投票日前8日間で、フィール旭川は午前10時から午後7時30分まで、イオン旭川西店及びメガセンタートライアル旭川店は午前9時から午後8時まで、アモールショッピングセンターは午前10時から午後7時を予定しています。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 期日前投票所は、開設期間や時間が場所によってまちまちになっており、大変分かりにくくなっております。

知人が、昨年の衆院選の際、まちなかのフィールに投票に行きましたが、開設期間でなかったため、投票できませんでした。

市庁舎や支所は行こうという意識を持って行くことと思いますが、商業施設については、ふらっと立ち寄ったときに、そういえばここでも投票できると思って投票される方もいるのではと思います。投票率を上げるためにも、商業施設こそ、期日前投票の期間、時間を確保すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福居秀雄） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（長谷川伸一） 期日前投票所の開設については、令和4年の参議院議員通常選挙までは、西神楽と江丹別の各支所で時間を3時間短縮していましたが、そのほかの支所と市役所では、公示及び告示の翌日から午前8時30分から午後8時までとしていました。また、商業施設も開設期間は同じで、時間のみ各商業施設と協議し、設定していました。

しかし、昨年実施された衆議院議員総選挙では、人員確保のめどが立たない状況になり、予定どおりの開設に支障が及ぶ可能性があることや、また、今後のさらなる人員不足による影響等に鑑み、期日前投票所の運営業務を民間業者に委託するとともに、開設期間及び時間を見直しました。見直しに当たっては、過去の仕事、時間帯等の利用実態などを分析し、投票に大きな影響が出ないように配慮しながら日程や時間を設定しました。その結果、見直しによる混乱や苦情等もほとんどなく、むしろ期日前投票の割合が増加した結果を踏まえ、当面はこの日程で進めさせていただきたいと思っております。

日程については、個別にお送りする投票所整理券で御案内してまいりますが、各期日前投票所の開設期間や時間が異なりますことから、様々な方法でお知らせしてまいります。

○議長（福居秀雄） 石川厚子議員。

○石川厚子議員 見直しによる混乱や苦情はほとんどなかったとのことですが、投票に行かれた方は、きちんと日程を確認しなかった自分が悪いと思って苦情を言わなかったのかもしれない。

商業施設の営業時間を超えて開設することまでは求めませんが、せめて期間については、公示日の翌日からの開設を再検討していただきたいと述べまして、一般質問を終えさせていただきます。

○議長（福居秀雄） 以上で、石川厚子議員の質問を終了いたします。

（石川厚子議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 次に、笠井議員。

（笠井議員、質疑質問席に着席）

○笠井まなみ議員 3番、参政党の笠井まなみです。

本日最後の質問に入りますが、もう少しお付き合いください。

都市計画区域外の開発行為等について伺ってまいります。

外国人による倶知安町巽地区における無許可の伐採及び開発行為について、皆さんも報道などで御存じの方も多いかと思っております。この件では、約3.3ヘクタールの森林が伐採され、そのうち、0.99ヘクタールが開発区域として建築物2棟の建設が進められておりました。この件を、様々、調査していくと、当初、令和5年から進められていた開発行為なのですが、住民の情報提供により、道はこの事案を把握したようです。しかし、北海道は開発許可申請を出さなくてもよいように幾つかに分割して、大型開発行為とみなされないよう、法の抜け道を北海道が指南したとの情報も入っております。事業者の説明では、1ヘクタール未満の開発であるため、各種許可の対象外とされておりましたが、ようやく本年6月に振興局が行った現地調査により、実際の森林開発面積は約3.

9ヘクタールに及んでいたことが明らかとなりました。

森林法に基づく開発許可が必要な規模に該当していたにもかかわらず、適切な届出が行われていなかったのは重大な違反であります。さらに、建設確認申請が提出されないまま建築工事に着手していたことも確認されており、これは、行政としての監視・指導体制が問われる事案であります。

近年、このように外国人が他都市の郊外や都市計画区域外において許可を得ずに森林を伐採し、共同住宅を建設するような事案が各地で発生しております。

そこで、伺います。

旭川市の都市計画区域外において、例えば、共同住宅など建設を伴う開発行為を行うことは可能なのでしょうか、都市計画区域外で可能とされる行為について、見解をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 三宅地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 本市では、都市計画法による都市計画区域を設定し、優先的に市街化を図る市街化区域と、無秩序な市街化を抑制する市街化調整区域に区分することで、農林業との調和を図りながら、都市の計画的な発展と安定した生活環境の確保を目指しております。

一方、都市計画区域外では、1ヘクタール以上の敷地において、開発行為に該当する宅地造成を行う場合は許可が必要となりますが、これに満たない敷地においては、住宅や店舗など用途に制限なく建築物の建設が可能となっております。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 都市計画区域外の場合、建築基準法ではこういった手続が必要になるのか、建築部にお聞きします。

○議長（福居秀雄） 岡田建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 都市計画区域外において一定規模以上の建築物を建築する場合につきましては、建築確認申請が必要となります。

申請が必要な規模につきましては、従前は、木造の場合は、階数が3以上または延べ床面積が500平方メートルを超えるもの、木造以外では、階数が2以上または延べ床面積が200平方メートルを超えるものでしたが、本年4月1日付で改正建築基準法が施行され、現在は、階数が2以上または延べ床面積が200平方メートルを超えるものとなり、都市計画区域外であっても建築確認申請が必要となる建築物の対象が拡大されたところです。

なお、これに満たない規模のものにつきましては、引き続き、建築確認申請の手続は不要となっております。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 農政部にもお聞きします。

森林における開発行為について、どのような制限があり、どのような手続が必要になるのか、お伺いします。

○議長（福居秀雄） 林農政部長。

○農政部長（林 良和） 森林に係る開発許可制度は、水源の涵養、災害の防止、環境の保全などの公益的機能が無秩序な開発により脅かされないための制度であります。

許可の対象となる開発行為は森林法に定められており、具体的には、表土のかき起こし、砂利等の採取、工作物等の新增築などを行う場合が該当しますが、伐採が行われる森林が保安林に指定さ

れている場合などは、追加の許可や手続が必要となる場合もございます。許可対象の面積については、太陽光発電設備の設置は0.5ヘクタールを超えるとき、それ以外の行為の場合は1ヘクタールを超えるときとなっており、この場合の手続については、北海道に対して林地開発許可申請書を提出し、許可を得る必要があります。

一方、それより小規模の面積の場合は、管轄する本市に対して伐採届を提出いただくこととなります。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 改めて確認させていただきました。いずれも、異地区のような開発規模だと申請や許可を取らなければならないということが理解できました。

では、都市計画区域外では建物の用途には制限はないということではありますが、他都市において発生しているような都市計画区域外における無許可の開発行為等について、旭川市ではその有無を把握しているのでしょうか、伺います。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 本市の都市計画区域外における無許可の開発行為等の有無につきましては、対象エリアが広域のため、確認が困難となっており、把握できていないところでございます。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 農政部にもお聞きします。

森林における無許可の開発行為等について、旭川市内での有無を把握しているのか、伺います。

○議長（福居秀雄） 農政部長。

○農政部長（林 良和） 本市管轄の森林における無許可開発行為の有無につきましては、本市全体を監視することには限界があり、把握できておりませんが、関係機関と連携しながら注意を払っております。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 市は、都市計画区域外の無許可の開発行為については把握していないという答弁でありましたが、全国的にも正確に把握されている地域は限られているのが現状かと存じます。また、都市計画区域外は人家が少なく、市民の目が届きにくい地域であることから、無許可の開発行為が見過ごされやすい環境にあると考えます。

本市において、このような無許可の行為に対する監視体制はどうなっているのかを伺います。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 都市計画区域内外における無許可の可能性のある開発行為につきましては、これまで、庁内他部局等からの報告や情報提供に基づき、その行為が無許可であるかどうかの現況確認などを行ってきており、改善するための指導など、得られた情報に基づいて必要な対応を行う体制としているところであります。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 こちらも農政部にお伺いします。

森林内も市民の目が行き届きにくいと考えております。本市において、このような無許可の開発行為に対する監視体制、これはどのようになっているのか、伺います。

○議長（福居秀雄） 農政部長。

○農政部長（林 良和） 監視体制につきましては、市民からの情報提供や通報、さらには、庁内関係部局からの報告等に基づき対応する中で、その行為が無許可であるかどうかの現況確認などを行い、得られた情報に基づく必要な対応を行う体制としているところであります。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 今度は、都市計画区域外において無許可の開発行為が、発見された場合、市は具体的にどのような対応をするのか、伺います。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 都市計画区域外で許可が必要な開発行為については、都市計画法に定める基準に照らし、安全に配慮した内容となっているかを確認する必要があることから、仮に無許可の開発行為が発見された場合には、現地調査を実施し、開発行為を行う事業者の把握や、その事業者に対する作業の中止を求めるとともに、許可申請の提出を促し、安全性を確認することになります。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 農政部にもお聞きします。

森林において無許可の開発行為が発見された場合、具体的にどのような対応をするのか、伺います。

○議長（福居秀雄） 農政部長。

○農政部長（林 良和） 無許可の開発行為が発見された際は、北海道と情報を共有し、連携しながら速やかに森林所有者等への確認や現地調査を実施し、開発行為を行っている事業者を特定、把握いたします。その上で、その事業者に対して作業を中止させ、てんまつ書の徴収や再発防止を文書で発出するなどにより適法な手続を促し、また、伐採跡地への造林も指導することになります。

ただし、無届け伐採が再犯であったり、あるいは、制度を理解しているにもかかわらず故意に無届け伐採を行ったなどの悪質な場合には、告発などの法的手段を行うことを視野に入れて対応いたします。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 これまで、各部の対応を確認してまいりました。

都市計画区域外における無許可の開発行為を未然に防ぐためには、監視体制の充実や通報システムの構築が重要だと考えます。市の認識を伺います。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 開発行為の安全性が確保されていない場合は、造成した盛土が崩落したり、排水機能が不十分で溢水したりするなど、人命や周辺環境への影響が懸念されることから、違法な開発行為が行われないための監視や通報に関わる機能の充実につきましては必要になっているものと認識しております。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 御答弁にありましたとおり、無許可の開発行為は、盛土の崩落、排水不全といった危険性をはらむ、そして、人命や自然環境に対する深刻なリスクを招くものです。だからこそ、市として監視や通報体制の強化が課題であると認識を共有できたことは、大変重要であると受け止

めております。

しかし、現状では、市が無許可行為の把握に至っていない実態がある以上、実効性のある監視体制の確立に向けて、より一步、踏み込んだ対応を考えていかなければならないと考えます。例えば、定期的な空撮、ドローンの活用、庁内での情報共有、市民通報制度の広報強化など、具体的な対策を検討、導入していく必要があるのではないのでしょうか。

市民の安全確保のために、引き続き積極的な取組を強く求めたいと考えておりますが、職員数が限られている中で、通常の業務に加え、監視体制の充実などは難しいと考えます。そうであれば、国や道へ支援を要望するなどをしてはどうでしょうか、市の考えをこの項目の最後に伺います。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 無許可の開発行為を未然に防止するためには、日常的な巡回や一般市民などからの情報提供のほか、庁内他部局などとの連携が必要であると考えております。

本市では、今年度から、危険な盛土を防止するための法律である盛土規制法の運用開始に合わせ、市ホームページや窓口などでの周知を行うとともに、市民等からの通報を受ける盛土通報システムを開設したほか、現在、違法な盛土を把握するため、庁内関係部局と連携した体制について検討しているところであり、今後は、こうした取組を活用するなど、監視体制の充実に取り組んでまいります。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 今回の事例は旭川市ではありませんが、自主的な実地の調査や開発実態の把握に動かなかったことが、違法行為を結果的に容認する形になっていたのではないかと考えております。このようなことがないように、旭川市も、現地調査、定期的なパトロール体制、非常にこれは重要なことだと思いますので、体制の強化をお願いして、次の項目に移ります。

続いて、外国人の国民健康保険料滞納状況についてに入ります。

現在、我が国では、外国人労働者や留学生の増加に伴い、地域社会の在り方や社会保障制度への影響が大きくなっております。特に、医療や保険制度における財政的負担の増加が顕在化しつつある中、制度の持続性と公平性の観点から、課題の検証と是正が急務であります。

厚生労働省が公表した令和5年度医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査によれば、全国の病院の54.3%が外国人患者を受け入れており、そのうち18.3%の病院で医療費の未収金が発生、1件当たり最大1千846万円にも及ぶ未収事案が報告されております。さらに、産経新聞が2024年8月19日に報じた資料によりますと、7自治体での調査において、永住資格を持つ外国人世帯の国民健康保険料滞納率は約29%と、日本人世帯の約9%に比べて約3倍に上がっております。

このような事例は、制度の信頼性を揺るがすだけでなく、真面目に保険料を納めている市民にとって不公平感や不信感を招く要因にもなりかねません。こうした観点から、本日は、外国人による国民健康保険料滞納状況、そして、市の対応について、具体的にお伺いしたいと思います。

外国人国民健康保険加入者で国民健康保険料滞納者の世帯数と金額について、統計は取っているのでしょうか、お伺いします。

○議長（福居秀雄） 金澤税務部長。

○税務部長（金澤匡貢） 国民健康保険料の滞納世帯数及び金額につきましては、税総合オンライ

ンシステムにおいて国籍を区分して滞納状況を把握することができないため、統計は取っておりません。

このため、令和7年5月1日時点における、市民生活部が抽出した市内在住の外国人データと、税務部における滞納整理システム上のデータを突合したところ、令和6年度賦課分の市内在住外国人の滞納世帯数は48世帯、滞納額は229万2千円となっております。

なお、外国人を含む全体の滞納世帯数は4千81世帯、滞納額は3億1千793万1千円となっております。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 現時点で、税総合オンラインシステム上では国籍別の滞納状況が統計として把握できていないということでしたが、市民生活部と税務部が連携し、データを突合して抽出されたということで、この御対応は大変感謝申し上げます。

外国人世帯が占める割合は一見すると小さいようにも見えますが、外国人住民の全体数や加入世帯数を比較した場合、滞納率がどの程度であるのか、また、国籍を問わず公平な負担と給付のバランスが求められる制度の中で、今後も国籍別の統計的把握が困難なままでよいのか、こうした点については検討の余地があると考えます。

母国に保険制度そのものが存在しない国から来た方にとっては、保険料を納めるという発想自体がなく、制度の重要性を十分に理解しないまま滞納に至っているケースもあります。現在、一部の自治体では、システム上で国籍情報を管理し、滞納対策の判断材料として活用するなど、情報収集を行っている事例も見られます。こうした取組を参考にしながら、本市においても、外国人住民の増加を踏まえ、制度の透明性、公平性、そして持続可能性をどのように確保していくのかについて検討を進めていただきたいと思います。

では、続いて、外国人が滞納した場合、滞納整理の流れと滞納者の居住実態把握はどのように行っているのか、伺います。

○議長（福居秀雄） 税務部長。

○税務部長（金澤匡貢） 滞納整理につきましては、国籍を問わず、納期限までに納付されない場合には、法令等に基づき督促状を送付し、その後も納付が確認できず、また滞納者からの相談がない場合には、自宅訪問による納付勧奨などを行っております。それでも納付や相談がない場合には、催告書を送付し、財産調査の結果、財産や納付資力があると判断した場合、負担の公平の観点から最終的に滞納処分を実施しております。

外国人滞納者の居住実態につきましては、督促状などの発送物の到達結果や自宅訪問により、市内での居住実態を把握しております。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 まず、国籍を問わず一貫した手続の下で、督促状の送付や自宅訪問、催告、財産調査といった滞納整理が丁寧に行われているという点については、現場の御尽力に感謝を申し上げます。

また、居住実態の把握に当たっても、発送物の到着状況や自宅訪問を通じて確認しているということで、制度上の対応としては一定の合理性があるものと理解いたします。

しかしながら、外国人滞納者の場合、居住地に住んでいない、既に出国している、もしくは所在

不明であるといったケースが現実として一定数存在しており、こうしたケースでは通常の滞納整理が機能しにくいのではないかと懸念がございます。特に、住民登録上は在住していても、実際には国内に居住していない、あるいは、連絡手段が一切取れないといった実態がある場合、法定の督促や催告を行っても十分な回収効果が期待できず、結果として制度の抜け道となってしまうおそれもございます。

この点について、今後は、住民基本台帳上の情報の精査、そして、出入国在留管理庁など関係機関との情報連携の強化、さらには、制度上の対応の在り方そのものについても検討の必要があるのではないかと考えます。

国保滞納者に対して国保の給付制限をすることがあるのか、制度の確認をいたします。

○議長（福居秀雄） 高田保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 外国人に限定したものではありませんが、国民健康保険では、災害その他の特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり国民健康保険料を納めなかった場合に、医療機関の窓口で、一旦、全額負担となる特別療養費の対象にできる制度がございます。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 特別療養費制度による給付制限が適用され得る点については再確認いたしました。が、実際の適用状況や外国人滞納者への制度運用が有効に行われているかについて検証が必要と考えております。

制度上は、滞納者が受診する際に、一旦、全額自己負担となっているものの、現場では確認や徴収が難しく、医療機関が未収金を抱えるケースがあるようであれば、制度本来の目的との乖離が懸念されます。今後は、制度の適用実績や運用状況を精査し、適正な運用と周知の徹底をお願い申し上げます。

では、続いて、外国人の国保加入者に対して、加入時に制度の説明をどのように行っているのか、お伺いします。

○議長（福居秀雄） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 外国人の方も含め、国民健康保険の加入手続に来られた方に対しましては、保険料や納付方法、受けられる給付など、制度の内容が分かるチラシ等をお渡しし、周知を行っているところでございます。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 外国人の方への国民健康保険の周知に当たり、チラシを配付しているということでした。

しかし、先ほども申しましたが、言語や文化の違いにより制度内容が十分に理解されず、結果として滞納につながるケースも懸念されます。そのため、日本語のチラシだけではなく、多言語対応や動画による説明などにより、実効性のある周知の方法の検討が必要かと考えます。

外国人に対してどのように制度を理解してもらおうとしているのか、お伺いいたします。

○議長（福居秀雄） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 外国人の方への制度の周知方法につきましては、例えば、国保加入時において、北海道が作成している外国語表記の手引にアクセスできるQRコード

を載せたチラシ等を作成し、配付するなど、国民健康保険制度について理解を深めていただけるよう、今後、具体的な実施方法について検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 限られた体制の中で工夫を重ねながら取り組もうとされている点については評価いたします。

一方で、実際に外国語表記の資料にアクセスできる状態を整えるだけでは、制度の理解には必ずしもつながらないのが実情です。特に、日本語を十分に読み書きできない方や、デジタルツールの扱いに不慣れな方にとって、QRコードを読み取って自力で内容を理解すること自体が高いハードルとなる場合もあります。また、制度への理解は、単なる情報提供だけではやはり不十分であり、なぜ納めるのか、納めなければどうなるのかといった保険制度の仕組みに関する説明が当事者の行動に結びつく形で伝わる工夫も重要であります。

国保滞納者に対しては、国籍を問わず滞納整理を行うとの話でありましたが、外国人とは言葉の壁の問題などもありますが、その対応策は考えているのか、お聞きいたします。

○議長（福居秀雄） 税務部長。

○税務部長（金澤匡貢） 外国人で国民健康保険に加入されている方におきましては、議員が御指摘の言葉の壁や、日本とは法律、健康保険制度が異なる国から来られることもあり、制度の周知や理解に難しい面があるところでございます。

現在、本市のホームページの情報は、英語、中国語、韓国語、ロシア語による自動翻訳で閲覧することができますが、今後、出入国在留管理庁の電話通訳による通訳支援事業の活用や、外国人の方が多い都市の先進事例なども参考に効果的な手法について検討してまいります。

また、現在、国においても、外国人の国民健康保険の未納付情報の連携による在留審査への有効活用や、外国人の保険適用の在り方について検討が進められる動きがあるため、こうした国の動きについても注視してまいります。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 言葉の壁や制度理解の困難さといった外国人特有の課題についても、市として丁寧に認識しておられることが確認できました。特に、自動翻訳による情報発信の整備や電話通訳支援制度の活用、さらには他都市の先進事例を参考に進めていくとの御答弁は、今後、より実効性のある対応に向けた一歩と受け止めております。

ただ、現場では、伝えるだけではなくて、伝わることが重要であり、外国人加入者にも納得感を持って制度に参加していただく環境が鍵になると考えます。改めてこの点をお願い申し上げ、この件に関する質問は終わります。

続いて、旭川市地球温暖化対策についてでございます。

ゾーニングマップの公正性についてお伺いします。

ゾーニングマップでは、導入促進候補エリアや保全エリアなどに分類されることとなっておりますが、エリアの分類基準の根拠は、市民にも理解できるような公正で公平なものでなければなりません。また、一部の地域にばかり導入が偏るといった偏在性も懸念されますし、反射光、騒音の生活環境の影響については、住民の実感と専門家の評価に乖離が生じる可能性もございます。エリアの分類基準の検討に際して公正性が確保されなければ、地元の理解が得られず、社会的な摩擦を招

く可能性がございます。

ゾーニング調査を進めていく上で、どのように、分類基準を、より公正性を確保していくのか、また、ゾーニングマップ作成に際し、地域住民の意見をどのように反映させていくのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 太田環境部長。

○環境部長（太田誠二） ゾーニングマップにつきましては、既存文献の調査ですとか専門家へのヒアリングなどから、国や北海道の定めた基準により、各種法令に基づく土地や動植物に関する規制、文化財などの歴史遺産、騒音や反射光など生活環境への配慮などについて情報を整理し、法規制や環境保全などにより再エネ導入が困難な保全エリア、法的な調整が必要な調整エリア、環境・社会面からの制約が少なく、かつ再エネ導入ポテンシャルの高い導入促進候補エリアなどに分類するものでございます。

ゾーニングにつきましては、法規制など一定の根拠を持って分類していくこととなりますが、自然環境や土地利用の状況などにより偏りが生じたり、生活環境などへの影響評価も難しい場合も想定されることから、法的な調整だけでなく、地域との調整等も必要と判断される場合も調整エリアに分類するなど、地域に配慮した柔軟な判断も必要と考えております。また、ゾーニングの検討に際しましては、公募市民をはじめ、自然環境団体や農林業関係団体を含む多様な主体で構成されるGX懇談会を設置し、分類基準に関わる情報を共有しながら意見交換し、その内容をホームページ等で公開するほか、必要に応じて地域の意見等も伺うなど、公平性や透明性を確保し、地域の意見の反映にも努めながら検討を進めてまいります。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 導入促進候補エリアであっても、地域住民の強い反対がある場合、事業の見直しや中止が必要であります。ゾーニングマップが住民意見を無視する免罪符にならないような仕組みが必要と考えますが、市の見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 環境部長。

○環境部長（太田誠二） ゾーニングマップにつきましては、事業者側の適切な事業予見性を高め、地域や関係者との調整を円滑に進めるためのツールと認識してございます。

そのため、再エネ施設等を導入する場合には、地域と事前に生活環境への影響など個別具体的な協議を行い、合意形成を図ることを前提とするなど、ゾーニングマップの作成と併せ、導入時における仕組みやルールづくりについても検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 ゾーニングマップについては、一度つくればそれで終わりというのではなく、環境や地域の状況は時代とともに変化するものであります。環境や地域の状況の変化に合わせ、都度、更新や見直しが必要かと考えますが、市の見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 環境部長。

○環境部長（太田誠二） ゾーニングマップは、本市の自然環境や土地利用などの状況を確認しながら各種エリアの分類を行うものでございますが、議員の御指摘のとおり、動植物の生育状況や土地利用といったものにつきましては時間とともに変化することも想定されます。そのため、ゾーニングマップにつきましても、状況に応じて見直しや更新が可能なものとする必要があるというふう

に認識してございます。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 都度、応じて更新していくということで確認がされましたので、次に参ります。

資源エネルギー庁も指摘するように、有害物質の情報が廃棄物処理業者に正確に伝わっていないという問題が報告されており、本市としても、事業者に対し、含有物質の表示や成分表の提供を義務づけるなどの仕組みが必要と考えます。

また、FIT制度の終了、縮小に伴い、今後、多くの発電設備が寿命を迎え、放置される可能性が高まっております。特に問題となるのは、太陽光発電設備の廃棄に係る高額な費用です。廃棄費用の積立てが不十分なまま事業から撤退した場合、その撤去・処理費用が自治体や市民に転嫁されるおそれがあります。再エネ事業の参入は障壁が低く、事業主体の変更が行われやすいことから、管理不全や倒産後の設備放置が発生するリスクがあるため、使用済みパネルの放置や不法投棄を防ぐために、市が主体となって定期的な立入調査、監督を行う体制の構築が必要であります。再エネ設備の寿命終了後における解体・撤去費用の確保についても、事業者に対し、事前に積立てや保証金の制度化を図る必要もあると考えます。

一方で、近年では、縦型の太陽光パネルなど環境に配慮した製品も開発されているとお聞きしております。そうした新たな技術についても、事業者に対し、導入を促していくべきと考えます。再エネ導入に向けては、ゾーニングマップだけではなく、そうした新たな技術の導入検討のほか、太陽光・風力発電設備の設置から廃棄までの一連のプロセスにおけるガイドラインを策定するなどして、一定の規制や制度を整えていく必要もあると考えますが、市の見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 環境部長。

○環境部長（太田誠二） 再エネの導入につきましては、地域の理解が必要でございまして、ゾーニングマップの活用による適正な立地だけでなく、設置後においても適切に地域と共生しながら運用していくということが重要であります。

そのためには、新たな技術に関する調査研究を進め、その導入可能性についての検討ですとか、設置から廃棄までの一連のプロセスの中で必要な規制や制度を設けておくことも必要であると認識してございますので、導入時におけるルールづくりの中で、本市独自のガイドラインの在り方やその必要性についても併せて検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 旭川市はゼロカーボンシティを目指し、再生可能エネルギーの導入や脱炭素を進めてまいりました。市が把握している市全体の直近3か年のCO₂排出量の推移をお聞かせください。

また、施策によってどの程度の削減効果が見込まれて、どのように効果検証、評価しているのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 環境部長。

○環境部長（太田誠二） 本市が把握している市全体における直近3か年のCO₂排出量の推移でございますが、令和2年度は279万7千トンCO₂、令和3年度は267万3千トンCO₂、令和4年度は、速報値でございますが、277万9千トンCO₂となっております。

本市では、これまで、市民に対する脱炭素の普及啓発活動に加え、地域エネルギー設備等の導入

補助や、市有施設の省エネ化、電気自動車の導入など、CO₂削減に向けた様々な取組を行ってございますが、市全体で見れば電力や化石燃料需要の変動幅が大きいことなどから、施策によるCO₂排出量の削減効果といったものを把握することは難しく、その検証評価にも至ってはおりません。

しかし、CO₂排出量の削減には市民一人一人の積極的な取組が重要となりますので、今後も、引き続き、粘り強く普及啓発などに取り組みながら、市民の意識や行動の変容を促してまいります。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 再エネ賦課金や設備投資の転嫁など、温暖化対策に伴う市民負担の増加についての懸念の声もございます。

市としてゼロカーボンの実現に向けた取組を進めておりますが、再生可能エネルギーの導入促進に伴う再エネ賦課金など、市民一人一人に課せられる経済的負担がある以上、その負担が本当に地域の脱炭素や市民への還元につながっているのか、明確な評価、検証がなされていないとすれば市民の理解や協力を得ることは困難ではないでしょうか。CO₂排出量の推移に関しても、単年度ごとの数値提示にとどまっており、施策ごとの効果検証がなされていない以上、何をすればどれだけ減るのが市民には見えません。これは、行動変容を促す上でも大きな課題であると考えております。

市は、これらの再エネによる市民の経済的負担について、どのような形で市民に還元できると考えているのか、伺います。

○議長（福居秀雄） 環境部長。

○環境部長（太田誠二） 再エネ促進の観点から、国は、再エネで発電された電気を一定の期間や価格での買取りを電力会社に義務づけ、買取り費用を国民全体で負担する再生可能エネルギー発電促進賦課金などで補ってございますが、こうした市民負担の増加を懸念する声があるということは認識しているところでございます。

しかし、地球温暖化に起因する様々な自然災害が頻発している昨今の状況を踏まえますと、再エネ導入の促進により、エネルギーの安定供給と経済成長、脱炭素、これらを同時に実現させ、市民が希望を持って安全、安心に暮らせる社会を実現するといったことが、結果として市民への還元につながるものと考えてございます。

○議長（福居秀雄） 笠井議員。

○笠井まなみ議員 旭川市は、ゼロカーボンシティの実現に向けていち早く部署を立ち上げるなど、ほかの自治体に先駆けてCO₂削減の取組を進めており、そのスピード感と実行力には率直に敬意を表したいと思えます。

特に、地域資源を生かしたペレットストーブの導入支援など環境に配慮した政策は、地域の気候や暮らしに即した持続可能な取組として、市民からも一定の評価を得ていると感じております。また、全国的に環境問題が重要視される中で、旭川市が未来の子どもたちのために思い、先進的に脱炭素社会の実現を目指す姿勢は非常に意義深く、まさに持続可能なまちづくりのロールモデルになり得ると感じております。

その一方で、私は、このような前向きな取組が、形だけで進められたり、十分な検証を経ずに制度化されたりすることに対しては、一定の懸念を持っております。例えば、日本のCO₂排出量は世界全体の僅か3%にすぎません。仮に国内の排出を全てゼロにしたとしても、世界全体の気温上昇を抑制できる効果は僅か0.006度と試算されております。私たちは、数値目標の達成だけに

とらわれるのではなく、本当に地域や地球のためになる選択とは何かを冷静に見極めながら、これを進める必要があるのではないのでしょうか。

また、再生可能エネルギーの一つである太陽光発電についても慎重な検討が求められます。製造の大半が海外、特に中国に依存している現状では、製品の品質や安全保障への影響を無視することはできません。近年では、部品の構成の説明と異なる製品が発見された例もございます。導入時の精査やルールの厳格化が不可欠です。

ただし、先ほども申し上げたとおり、一方で、野生動物の保護や冬季の防雪柵機能といった地域特性に配慮した新たな技術も登場しつつあり、景観や住環境への配慮を重視する前向きな事業者も出てきていることは大いに歓迎すべき傾向だと感じております。こうした動きを取り込みながら、旭川市がより高次元な環境と暮らしの調和を実現していくことを期待しております。以上の点を踏まえ、旭川市が、これからも、脱炭素の先進自治体として、一步ずつ、着実に、しかし、柔軟に、旭川らしい道を切り開いていくことを心より願っております。

そして、最後にお伺いします。

今津市長は、未来の子どもたちのために環境問題に真摯に取り組んでこられたことと思います。今後、ゼロカーボンシティの実現に向けてどのような姿勢と方針で取り組んでいかれるのか、御所見をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 今津市長。

○市長（今津寛介） 本市は、世界の環境に貢献するサステナブルデザイン都市・旭川を標榜しております。また、太陽光や風力による非常に高い再生可能エネルギーのポテンシャルを秘めているのは御案内のとおりでございます。一方、自然環境の保全と地域共生型の再エネ導入を両立させ、環境と経済の好循環を生み出していくことは重要なことと認識をいたしております。

今後も、本市の持続的な成長と発展を目指しながら、市政の施策の検証などもしっかりと行って、旭川らしくゼロカーボンシティ旭川の実現に向けた取組を進めてまいりたいと存じます。

○議長（福居秀雄） 以上で、笠井議員の質問を終了いたします。

（笠井議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 本日の会議は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日、本日に引き続き午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

明日の議事日程は、本日の続行であります。

それでは、本日の会議は、これをもって散会いたします。

散会 午後4時31分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その
相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員